

唐代河東池塩の生産と流通

——河東塩稅機關の立地と機能——

妹 尾 達 彦

【要約】 中国山西省西南部に位置する河東（河中）塩池が、豊富な産塩量に恵まれ、周囲に大消費市場を擁する内陸塩池として、民衆の生活や国家財政上、重要な役割を果してきたことは、よく知られている。しかし、製塩技術・製塩条件の整備が進み、後代の池塩専売組織の基礎の形成された唐代の河東塩池に関しては、従来専論はなく不明な点も多く残されている。本稿は、まず、唐代河東池塩の製塩過程、専売施行後の政府塩稅機關の経営形態を論じる。次に、唐代後半期の池塩流通圏、主要流通路の復原を基礎として、流通圏と自然地形との相関性、河東塩池の經濟立地上の特徴を逐次指摘し、安邑盆地に立地する塩池が、隣接する首都長安を核とする渭水盆地の諸州府と、政治・經濟地理的に密接に繋っていたことに論及する。またまった史料の残存する河東塩稅機關の製塩・販塩組織を究明することで、唐代地方塩稅機關の一モデルを提供し得ると思われる。

史林六五卷六号 一九八二年十一月

はじめに

中国内陸部の重要な産塩地として著名な河東塩池（河中塩池・蒲州塩池・解塩・両池）は、現在の山西省西南の安邑盆地の南端に位置する内陸塩池である。塩の販売によって巨大な収益をあげ得る塩池の所有をめぐる、歴代、紛争が繰り返され、塩池の管理は常に重大な政治問題であった。^①

財政・行政的な重要性によって、古くから記録に残されている河東池塩の歴史は、中国の再統一を成し遂げた隋の大興

城（唐の長安城）・洛陽城建設と、この両都を中心とする交通・商業組織の整備、それに伴う人口の回復の結果、新たな段階を迎えることになった。とくに、隋代から、唐代中期に至る池塩製塩技術の改良・整備、塩池への製塩の集中、流通の拡大を背景として、安史の乱後、施行・運営された塩専売制は、その後も継承され、唐代専売制下に設置された塩税機関の組織や、公定販塩圈（行塩区）、製塩・流通の管理法などが、後代の塩専売制の運営の基礎を形成しており、唐代河東池塩の研究の意義は、少くないと思われる。

従来、唐代河東池塩については多くの先学が論及され、今後の考察の基盤が与えられている^②。しかし、現在までに専論を見出すことはできず、生産・流通・販売の各側面の実態は、充分明らかにはされていない状態である。一方、河東塩税機関の塩税収入は、江淮海塩の収入の安定した時期に全体の三割を超えることはなかったが、一つの塩税機関としては、産塩量・収税額ともに、江淮の代表的な塩税機関をも凌いでおり、そのために豊富な史料が残されている。江淮海塩において不明瞭であった公定流通圈（行塩区）の存在も、河東池塩の場合ほぼ明らかにすることができ、一つの塩税機関の製塩・経営組織、販塩圈などを全体的に把握することが可能である。河東塩池は地理上、首都長安に近いため、財政・行政的に特に重要視されていたことを考慮しなければならないが、今後の通商法下の塩税機関の考察に際して、比較上の一つのまとまったモデルを提供し得ると思われる。

そこで、本稿は、唐代後半期の河東池塩の行塩区と主要流通路の復原を中心に、唐代の池塩の生産状況、政府塩税機関の経営組織・販塩圈、塩商の流通組織・交通手段等の問題を新たに論じ、安邑盆地に立地した河東塩池が、隣接する長安を核とした渭水盆地の諸州府と、政治・経済地理上密接な関連を有していたことに論及してみたいと思う。なお、先に筆者は、唐代専売制のもとで塩の運搬を担った特権商人としての塩商の問題を扱い、また、江淮沿海部に置かれた塩税機関について論じた^④。本稿は、前稿で概論した江淮塩税機関の立地と機能の論旨を基礎に、対象を河東塩池に置かれた塩税機関に絞り、唐代後半期における一つの地方塩税機関の立地と機能を詳論したものである。

- ① 宮崎市定「賈の起原に就いて」（『東洋史研究』五一四、一九四〇年、同著『アジア史研究』第二、京都大学東洋史研究会一九六三年所収、『歴史と塩』（『東亜問題』三一七、一九四二年、同著同上書所収、佐伯富「塩と中国社会」（『東亜人文學報』三一、一九四三年、同著『中国史研究』第一、京都大学東洋史研究会、一九六九年所収、「山西商人の起源と沿革」（『東方學』五八、一九七九年）。
- ② 唐代塩専売制を論じた研究は、いずれも河東池塩について触れるが、そのうち、とくに、金井之忠「唐の塩法」（『文化』五一五、一九三八年）、古賀登「統唐代井塩效―再び新唐書食貨志の記事について」（『史観』五七・五八合冊、一九六〇年）、高橋藤男「唐代の地方塩政

一 生 産

唐宋以降の河東池塩の製塩が、塩池の傍に塩田を造成して塩水を流下させ、夏秋の季節風で蒸発させて塩を凝結させる天日製塩法、いわゆる「治畦澆曬法」によってなされたことは既に知られている^①。しかし、人工的な塩田が拡大・整備され、後代の製塩法の基礎となった唐代の河東池塩の製塩状態に関しては、従来簡略に触れられるのみで充分論及されていない。そこで、まずこの章では、唐代河東池塩の製塩過程を調べ、唐代における河東池塩の製塩技術・製塩諸施設の整備について論じてみよう。

『史記』卷一二九貨殖列伝の「猗頓用鹽塩起」の文への張守節の正義には、唐代中期ごろの河東池塩の製塩過程（塩田造成↓塩水流入↓澆曬蒸発↓凝結）が端的に述べられている。

案、猗氏、蒲州県也。河東塩池是畦塩。作畦、若種韭一畦。天雨下、池中鹹淡得均、即映池中水上畔中、深一尺許、以日暴之、五日則成。塩若白礬石、大小如雙陸及碁（碁）、則呼為畦塩。

塩田（畦）は、碁盤の目のように広範に分布しており、上方の塩田から塩水を流入し、製られた塩は白礬石に似ていたので

機構―とくに塩監・（塩院）・巡院等について」（『歴史』四九、一九七六年）、清木場東「唐代の産塩地と塩界分について」（『純真女子短期大学紀要』二二、一九八一年）、何維凝『中國塩政史』（台北何龍澄芬、一九六六年）が参考になる。

③ 拙稿「唐代塩専売法の規定内容とその効力―塩商への特権付与を中心に」（『三田村博士古稀記念東洋史論叢（立命館文學第四一八〜四二二号）』、一九八〇年）。

④ 拙稿「唐代後半期における江淮塩稅機關の立地と機能」（『史學雜誌』九一一、一九八二年）。

ある。建中初年登科の梁肅の「塩池記」(『全唐文』卷五一九)にも、同じく池塩の製塩過程を述べて、

「広岸砥平而可礪、修畦綺分以如織。是時也、春光奪炎、氣與洪溝、浚白波騰、或溜或汨、以淫以瀾、狀雲洩而雨駭、或花明而雪凝。とあり、塩池の岸に広がる塩田の表面を平らに造成した後、池水を流入させたことがわかる。さらに、貞元十三(七七七)年当時の塩田に関する詳細な記述が、『金石萃編』卷一〇三、大唐河東池鹽慶公神祠碑にある。

業伝祖考、田有上下。早理(治)其埤、水營其高。五夫為塹、塹有渠。十井為溝、溝有路。泉之為畦、醜之為門。漬以渾流、灌以殊源。陰陽相蒸、清濯相孕。動物潛負、蟲為陶工。溜乎而濛、莫見其朕。雪野霜地、積如連山。

塩田には上下の高低があり、早時に低い塩田、雨水時に高い塩田を造営することが述べられた後、農田と同じく塹あぜを有する塩田の形状に触れ、その塩田に池水を灌いで塩を凝結させることが記されている。

このような河東池塩の製塩過程を、最も詳しく生き生きと描くのが、柳宗元の「晋問」(『註釈音弁唐柳先生集』卷一五問答)である。

〔一〕先生曰、猗氏之塩、晋室之大者也。人之頼之与殺同、化若神造、非人力之功也。〔二〕但至其所、則見溝塹畦畹之交錯輪困、若稼若圃、畝兮均匀、渙兮鱗鱗、澀溜粉膩、不知其垠。〔三〕俄然決源醜流、交灌互澗、若枝若股、委屈延布、脈亨胥浸、溼濕滑汨、弥高掩厚、漫漶冒塊、決決沒沒、連近混会、抵值堤防、溼溼霈溼、偃然成淵、潏然成川。觀之者徒見浩浩之水、而莫知其以及。〔四〕神液陰澆、甘鹵密起、孕靈富媪、不愛其美。無声無形、燦結迅詭、烟眸一瞬、積雪百里。〔五〕鼎鼎器器、奮憤離析、鍛圭椎璧、眩転的礫。乍似殞星及地、明滅相射、冰裂電碎、崑從增益。大者印藥、小者珠剖、涌者如坻、坳者如鉞、日晶熠煜、螢駭電走、亘步盈車、方尺数斗。〔六〕於是哀歎合集、拳而推之、皓皓乎懸圃之窺窺、皦乎滌乎、狂山太白之淋漓。駭化變之神奇、卒不可推也(「」内の数字は各段落の区切りを示す)。

まず、池塩の特徴を述べ、河東池塩は晋(河東)の大きな財源であり、その製塩は人力に依らず神力によってなされると説く(一)。(二)次に、はてしなく広がる塩田の分布状態が描写される(二)。(三)その塩田に次々と池水が流入され(三)、時期が来ると塩は一挙に凝結する(四)。(五)美しく結晶した塩の状態に触れ(五)、各塩田の塩がそれぞれ集積されて製塩工程は

終了する（一六）。

このように、唐代中期以降の河東塩池は、製塩能力の上昇のために人工的に造成された塩田を軸に製塩が行われており、塩田の広範な分布や、製塩工程の分化（塩田造成・池水流入・凝結・集積）を確認することができる。^③

製塩諸施設の整備も唐代に進んだ。南方へ傾斜する安邑盆地では、土壌中の塩分を浸透した地下水が南へ流れ、中条山脈によって遮られて塩池となる。従って塩池は盆地の低地にあり、涑水等の周囲の河川の氾濫水が塩池に流れこみやすい。^④そこで、氾濫水の流入防止が製塩の安定のために不可欠となる。北魏に開鑿され、一旦廃絶した後、隋大業年間（六〇五～一七）に至って再開され唐末に至るまで機能した姚暹渠は、塩池への氾濫水の流入を防ぐ水渠として基本的な存在であった。^⑤姚暹渠は、陝県の境域より塩池の北岸を通って黄河に達し、唐末五代に埋没したが宋に至って再開され、明清を経て現在においても整備されている。また、開元年間（七一二～四一）には、氾濫水防止のための無鹹河が、姚暹渠と塩池との間にさらに一つ開鑿された。^⑥同様に、塩池西方の河川の氾濫水の流入を防ぐ六つの池（六小池）が唐代に開かれ、私塩徒の出入を防ぐとともに水害から塩池を守る四周の堤岸（蔡牆）も、既に唐代に存在していた。^⑦

政府による塩池管理は、唐代中期に強化される。すなわち、開元九（七二二）年に、河中節度使姜師度によって、塩屯が塩池に設けられ、製塩の増加が計られた。^⑧開元二十五（七三七）年の倉部格では、民間製塩業者（管種之家）を主体に州司が協力して製塩活動に当ることが規定されている。^⑨

清代の塩法志や地方志が、自然採取から治畦澆曬法へと池塩製塩技術が進展した時期を唐代としているのは、唐代におけるこのような塩田の拡大、製塩施設の整備が考慮された結果であると考えられる。『玉海』卷一八一食貨、塩法の開元九年における姜師度の塩池の治水整備の文の原註にも、「前世、鹽みな自ら生ず」とあり、塩田（畦）の造成・分布に伴い、唐代中期に製塩業者（畦夫）への塩課（管種之課）の徴収の始まったことが記されている。

しかし、先掲のように、既に北魏の時に塩池北岸の水渠が開鑿されており、北魏の酈道元『水経注』卷六、涑水の条に

も、暴水時における塩池への水の流入を防ぐ堰いせきが造られていたことが見え、塩池周辺の治水は隋唐以前より行われていた。それとともに、塩田の造成も古い歴史を有するようである。『隋書』卷二四、食貨には、西魏の塩政を述べて、「鹽塩は、池を引き以て之れを化す」とあり、塩池の水を塩田に引いて製塩の行われていたことが窺われる。さらに、『水経注』卷六、凍水の条に、河東塩池の西に位置する女塩池についての後漢・服虔の文を引用して、塩田の存在に触れており、既⑬に後漢の時より女塩池に塩田の存在したことがわかり、東方の河東塩池でも塩田造成による製塩の行われていた可能性が強い。

隋唐以前の河東塩池において、既に塩田が造成されて治水の整備も始まっていたことは、以上のことから明らかである。しかし、唐代中期以降の文献に、広範囲に拡がる塩田を使用した、治畦澆曬法に基づく製塩を示す史料の頻出することや、塩池水害の防止のための諸施設、すなわち、姚暹渠、無鹹河、六小池等が隋唐に開かれ、塩池の堤岸も唐代に存在して製塩条件の整備が進んだこと、さらに、民間製塩業者の成長を背景に、開元年間に入って政府の塩池管理が強化されたことなどを考慮すると、とくに唐代中期以降、河東池塩の製塩能力が高まり、後代における池塩製塩の基礎がつくられたと判断しても誤りないであろう。⑭

- ① 宋代の河東池塩の生産については、池田誠「宋代解州官營塩業の構造―その支配と隸屬―」（『史林』三三一―三三六、一九五〇年）、河上光一「宋代解塩の生産と生産形態」（『青山博士古稀記念宋代史論叢』、省心書房、一九七四年所収）を参照。とくに河上氏の論文の中で宋代の生産過程が詳論されており、唐代の生産を考察する際にも大要参考にする。

- ② 『解州志』（明呂構撰、周冕校、嘉靖四年序）卷三、解塩池上第七には、明の呂子固の「塩池問対」を引いて、唐代では宋代とともに、二月一日から製塩作業に入ったことが記されている。

在唐宋池次爲溝、布畦其間。歲以二月一日、畦入池、蓋靡治畦洩溝、俟風日至、至引水灌種。

- ③ 清・光緒八年刊『增修河東塩法備覽』卷首、図攷、塩池図には、清代の製塩工程が六段階に図化されている（修治畦底↓穢排畦底↓汲水晒塩↓扶搗塩花↓刮取塩斤↓盤鹽上料）。この工程は、本文の諸史料と比べると、基本的には唐代と変わらない。

- ④ 河上光一註①「宋代解塩の生産と生産形態」三六頁。
⑤ 姚暹渠の沿革については、『宋会要』、食貨三三の三三三、天聖四年閏五月五日の条、『統資治通鑑長編』卷一〇四、天聖四年閏五月己酉の

開元中、大水。姜師度、奉詔、鑿無敵河、以溉鹽田。劉室鹽漬丘墓甚多、解梁人皆病之。

⑦ 註①河上論文四〇頁。

⑧ 『冊府元龜』卷四九四、邦計部、山沢。

宣宗大中元年（八四七）閏三月、鹽鐵奏、據兩池權鹽使狀、應舊鹽法勅條內、有事節未該、及准去年赦文、合再論理事件等。一曰、准貞元・元和年勅、如有姦人損壞鹽籬、及放火延燒、收賊不獲、本令合當殿罰、皆已有條制。今見施行、但未該地界所隸、及無捉賊期限。伏以、鹽池提禁、只仰嚴離。（下略）

⑨ 『唐會要』卷八八、鹽鉄。

開元九年十二月、河中尹姜師度、以安邑鹽池漸涸、開拓疏決水道、置爲鹽屯。公私大收其利。（「」内は「はじめに」金井論文一一一二頁参照）

⑩ 『通典』卷一〇、食貨、塩。

『開元』二十五（七三七）年倉部格、蒲州鹽池、令州司監當租分、與有力之家營種之、課收鹽。每年上中下畦、通融收一萬石、仍差官人檢校。若破渠穿穴、所須功力、先以營種之家人丁充。若破壞過多、量力不濟者、聽役隨近入夫。

⑪ 雍正五年刊『勅修河東塩法志』卷二、畦地、種治、乾隆二八年刊『解州安邑縣志』卷二、畦地、乾隆五五年刊『河東塩法備覽』卷五、澆曬。とくに『河東塩法備覽』には、「河東鹽池、古惟集工撈、採收自然之利、無所謂澆曬也。至唐始有治畦澆曬之法」とある。河上光 註①論文四四一四五頁参照。

⑫ 『玉海』卷一八一、食貨、塩法。

前世鹽皆自生。開元中、姜師度爲尹、而池涸（涸）。故唐格、自開元後、遂有畦夫營種之課。

⑬ 『水經注』卷六、涑水。

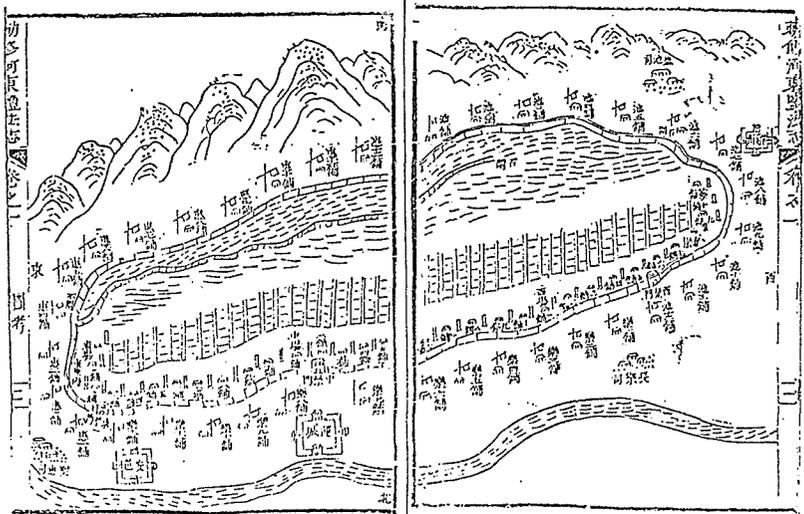


図2 清代河東塩池図（雍正5年『勅修河東塩法志』に拠る）

土俗、裂水沃麻、分灌川野。畦水耗竭、土自成鹽。卽所謂鹹鹺也。而味苦。號曰鹽田鹽。

⑭ 一九四〇年当時の河東塩池の狀態が、『華北塩業立地条件調査報告書』第三章第一節河東地区で詳しく述べられており、別冊の「近海塩田略図集」所収の「山西省運城（河東）池塩全圖」（五万分の一）では、塩池が詳細に図化されている。先の図①は、この図をもとに、より簡略化して作製したものである（図②との比較のため、図の下方を北としている）。塩田は主に塩池北岸一帯に分布し、とくに塩池東部に多い。禁脔と塩田の間に塩業村が多数分布し、塩池への水の流入を防ぐ堰が北岸を除く三方を囲み、北（図では下方）には姚道渠が走つ

二 塩 税 機 関

唐代後半期に塩専売が施行されるとともに、塩税機関は度支使・塩鉄使の管下に組み入れられて、地方州県の管轄から行政的に独立し、中央政府と地方塩税機関を直結する財政機構が創出された。製塩業者は、塩戸（亭戸・甯戸）として、度支使・塩鉄使管下の塩税機関の塩籍に登録され、毎年の製塩課額が規定される一方、州県の徭役を免除された。通商法が施行されて後は、塩商も塩税機関の塩籍に登録され、政府は、地方州県から行政的に独立する専売機構を通じて、製塩の把握と塩税の収税を直接に行うことが可能となった。⑮ 本章では、塩専売施行後、河東塩池に置かれた塩税機関の収税・管理組織、専売収入、専売価格の推移、製塩量などについて主に論じてみよう。

唐初の河東塩池には、既に武徳令に塩池監丞が見えているように、製塩業者から一定の塩課を徴収する塩政官が置かれていた。⑯ これは、隋代の塩池監丞を継承したものであろう。⑰ 中宗の景龍年間以降、各塩池に塩池使が置かれるに至り、開元九（七二二）年には、河東塩池に官の塩屯が置かれて製塩の増産と塩課の増収をはかった。⑱ 同年に、全国を対象とする専

てその機能を果している。これを、雍正五（一七二七）年刊『勅修河東塩法志』の河東塩池図によって清代の狀態と比べてみると（図②参照）、塩池北岸に碁盤状に分布した塩田、禁脔、姚道渠、塩業村（舖）などの存在は共通し、塩池の狀態に関しては大差ない。唐代の塩場に由来する東場・中場・西場の三場も北岸に立地している。唐代中期以降においても、本文で引用した諸資料から判断すると、塩田の分布状態、禁脔、姚道渠の位置などは、これらの図と根本的な相違は見られないと考えられる。但し、塩田面積や製塩量、労働・管理形態等の変化は考慮に入れねばならない。なお、『華北塩業立地条件調査報告書』は、早稲田大学社会科学研究所の所蔵本を閲覧させていただいた。

売施行の上奏が出されている。^⑤この上奏は実現しなかったが、とくに河東塩池の管理は重視され、開元十五(七三七)年の倉部格では、民間製塩業者の塩課が規定され、州司との協力のもとで製塩に当ることが記されている。^⑦

唐代中期におけるこのような河東塩池の管理強化は、募兵制の採用や官僚数膨張に伴う財政の緊迫を背景とし、転運使・租庸使等の新しい財政使職の創置や、戸部度支曹の比重の上昇などに見られる国家財政の再編成の動きと対応している。^⑧そして、安史の乱勃発による軍事費調達必要性が、塩専売の施行を一挙に促すことになった。至徳元(七五六)年に、河東塩池の全面的な専売も始まったのである。^⑨

また、前章で論証したように、唐代中期の河東塩池には、製塩の安定を高める治畦澆曬法による製塩が既に一般化しており、塩池は製塩の一大中心地として機能し、製塩業者や塩商が成長していた。塩の専売は、国家財政の逼迫を直接の要因としながらも、このような河東塩池の製塩の集中、流通の進展を基礎に施行・運営されたといえよう。

専売施行後、河東塩池に置かれた塩税機関の組織は、度支使の管下に河中巡院系統と權塩使系統の二種類があり、時期的变化したが、等しく塩監と塩場を下部組織に有し、製塩監督、塩税徴収を総管していた。塩監は、唐初から設置されて製塩業者の製塩の一部に課税していたが、乾元元(七五八)年に河東塩池の塩専売を施行した第五琦によって、改めて紫泉監が置かれた。貞元十三(七九七)年には、鹽宗監の名が見える。^⑩貞元十三年の塩税機関の組織は、河中巡院のもと、知解県池、知安邑池、塩監、塩場などによって成りたっていた。^⑪塩場は八場、すなわち、方集場・常満場・鹽北場・青鼻場・分雲場・紫泉場・下封場・資国場が存在した。^⑫宋代になると、唐の八場は四場に整理され、元も宋を引き継いで、東池二場(常満・鹽北)、西池二場(紫泉・会昌)を置いており、明初にさらに東場・西場の両場となったが、弘治二(一四八九)年に中場が加わって三場となり、清代に継承された。^⑬つまり、塩池の塩場組織は、唐代の八つの塩場の設置が基礎となっていて、清代に至るまで歴代、統廃合されながら継承されていったのである。後代の塩場が塩田の分布する塩池北岸に立地していたように(図2参照)、唐代の塩場も、塩田を臨む塩池北岸に列置され、最下級の現場機関として、製塩の監督や塩商への

塩の売り渡しを掌っていたと思われる。^⑭

河東池塩の塩税収入は、塩池に設置された塩税機関で主に徴収された。長慶二（八二二）年当時、解県の行政管理の難しさの一因は、県の管内に河東塩池を有することにあるとされており、塩の払い下げを受けるために天下の豪商・猾估が解県に集まり、それらの商人と結託する奸吏が跡を絶たず、県の行政力の圏外にある塩税機関の存在が、県政を困難にさせていた。^⑮ また同様に、塩税徴収機関の置かれた解県には、唐末に至るまで、塩税を納入する多数の塩商が集まり、解県は「商徒繁會」する都市であった。^⑯

江淮海塩を対象とした塩専売から、塩商の到来を促進することが、通商法による専売制の維持に不可欠であり、産塩地の塩税機関の官吏の第一の任務であったことがわかる。^⑰ このことは、河東池塩の専売の場合も同様であり、貞元十三（七九七）年に、知解県池詹事府司直陸位の治政が、「事、道を以って自ら集まり、商、仁を以って自ら来る」と讃えられているのははじめ、八世紀末の、塩池の塩税を掌った韓陞の治政が、「商通じて洵しよりに至り、吏懼れて法に循う」とか、「吏廉にして商通じ、歳ごとにその贏を倍にす」と称賛され、また、九世紀前半に、塩池の塩税官吏の不正が肅正されて塩税徴収額が増加したとあることからわかる。^⑱ 専売官吏の綱紀肅正と塩商の招来は、直接に塩税収入の増加に繋がっていたのである。

長慶二（八二二）年に、河東池塩販塩圈を主対象とする官売法施行案の出された際、官運の輸送費に応じて官売塩価を、每斗三〇文から三六文に至る四段階に定めている。^⑲ このことは、これ以前の河東池塩の専売が、産塩地の河東塩池の塩税機関で塩税を徴収する通商法によって運営されていたことを明示している。この官売法は、結局却下されたのであるから、唐代後半期の河東池塩販塩圈には、産塩地で塩税を徴収する通商法が行われていたのである。河東池塩の専売価格が統一価格で表示されていたのも、塩税徴収機関が一箇所に立地していたことに加えて、輸送費を必要としない産塩地で専売価格が設定されていたからである。同時期の江淮海塩、井塩販塩圈でも、産塩地の塩税機関で塩税を徴収する通商法が行な

表1 唐代河東池塩の専売収入・専売価格の推移

紀年	758	779	782	貞元中 (785~805)	797	805	元和初 (806~)	808	829	大中中 (847~60)
専売収入・課額 (万貫)		80			200		160*	150*	100*	121
専売価格 (銭/每斗)	110	170	370	326		300				

註 1) 金井之忠「唐の塩法」『文化』5の5所掲「唐代塩價表」「唐代塩利表」をもとに、専売価格に関しては、清水場東「唐代の産塩地と塩界分について」『純真女子短期大学紀要』22、専売収入に関しては、『元和郡県志』巻12、河東道、解県、塩池、『金石萃編』巻103、大唐河東塩池靈慶公神祠碑の記載を補って作成。

- 2) *の数字は、塩税規定額(課額)であり、収入の実数を示すのではない。
 3) 797年および大中年間の専売収入額は、虚銭収入額と思われる。

わかれており、唐代の塩専売制は、広域に渡る塩商の商業活動を前提として機能していたのである。専売施行後の河東池塩の専売収入・専売価格の推移は、次表のようになる。塩税総収入の統計から推算すると、大曆末(七七九)年における河東池塩の塩税収入は、江淮海塩を含めた塩税総収入の約一七・五%を占めていたが、元和三(八〇八)年には約一七%、大中年間(八四七~六〇)には二五%に上昇している。また、河東池塩塩税収入は、元和三年には大曆末年の約二倍に達し、唐朝の中央財政収入に占める河東池塩の比重が増加していることに注目させられる。とくに、江淮海塩塩税収入の激減した徳宗期(八世紀末)においても、河東池塩収入は虚銭額二〇〇万貫を数え、安定した収入を確保している。首都長安に近い河東池塩の管理は、特に重要視され、江淮海塩の塩税徴収が次第に難しくなる唐末にかけても、管理強化の努力が継続されていたと考えられよう。

河東池塩税関の専売価格は、江淮塩税関(産塩地の巡院・塩監)の専売価格より、概して高く設定されている。これは、江淮海塩の販塩圏に比べると、河東池塩の狭く、かつ製塩池が限られ、管理しやすかったことが一因と思われる。広範な塩田の分布する江淮沿海部の塩税関が、私塩の取り締りに苦慮したのに対し、河東池塩販塩圏では、主要製塩地は河東池塩に集中していたため、河東池塩に塩税関を置いて公定の販塩圏を設定し、販塩圏内の河東池塩の流通独占を妨げる諸塩池の製塩を禁じれば、専売は比較的容易に行われた。そのため塩税関は池塩の市場占有率を高く保つことができ、同時に高い専売価格の設定が可能となったのである。長慶二(八二二)年の官売法案が河東池塩販塩圏を中心とし、唐末にかけても池塩の管

理が維持されていたのも、首都長安が地理的に近かったこととともに、専売管理が比較的容易であったからであろう。

さて、唐代河東池塩の専売価格は、産塩地の塩税機関で設定されたので、専売収益額を専売価格で割った商から製塩量を推測することができる。すなわち、大曆末（七七九）年の製塩量は約四七万石、貞元十三（七九七）年は約六一万石、元和初（八〇六）年は約九七万石となり、河東塩池の製塩量が、唐代後半期に漸次増加していたことが窺われる。宋代の河東池塩の製塩量は、国初約八七万石、一時一六五万石に達したが、仁宗以後北宋代を終るまで、ほぼ一四〇万石から一五五万石を保っていたとされている。^⑦宋代に至って、池塩の製塩量が更に上昇したことがわかる。また、唐代江淮海塩の製塩・収税を掌る最大の塩監・海陵監（揚州）が、製塩量六〇万石であったことを考えると、河東塩池の塩税機関は、一つの塩税機関として、唐代後半期に最も製塩量・収税額に富む塩税機関であったといえる。

以上のように、後代の河東塩池の塩場組織の基礎は唐代後半期につくられ、塩池に設けられた塩税機関で専売価格が設定されて塩税が徴収されていた。消費地への塩の流通は、塩池の塩税機関で塩を受け取った塩商に委ねられたが、塩税機関で設定された専売価格の維持を目的とした公定の販塩圏（行塩区）が、既に唐代より制定されている。次に、河東池塩の流通圏を推定して、塩の主要流通路を復原し、塩商の分類と商業活動の特徴等について論じてみよう。

- ① 「はじめに」註⑧拙稿二〇〇一—二〇六頁。
- ② 「はじめに」註②金井之忠論文九頁。
- ③ 『隋書』卷二八、百官下に「鹽池、置總監、副監、丞等員。管東西南北面等四監。亦各置副監及丞」とあり、塩池總監、副監、丞等の官職が見えてくる。
- ④ 註②金井論文十一—十三頁。
- ⑤ 同右十一頁。
- ⑥ 『唐會要』卷八八、塩鉄。
- ⑦ 『開元』十年八月十日勅、諸州所造鹽鐵、每年合有官課。比令使
- ⑧ 人勾當、除此更無別求。在外不細委知。如聞稍有侵剽。宜令本州刺史上在一人檢校。依令式收稅。如有落帳欺沒、仍委按察糾覺奏聞。其妾師度除蒲州鹽池以外、自餘處更不須巡檢。
- ⑨ 第一章註⑩引用『通典』卷一〇、食貨、塩。
- ⑩ 礪波護「三司使の成立について—唐宋の變革と使職」、『史料』四四—四九（一九六一年）、日野開三郎『同東洋史學論集』第三卷（三二書房、一九八一年）、第一部、兩税法成立期の財務行政制度参照。
- ⑪ 註②金井論文一六一—一八頁。
- ⑫ 「はじめに」註②高橋維男「唐代の地方塩政機構」三一—三二頁。

⑪ 同右論文三三—三四頁。『金石萃編』卷一〇三、大唐河東塩池靈慶公神祠碑。

⑫ 同右註。宋代の『重修政和証類本草』卷四、解塩塩には、畦戸の塩の運搬や、袋詰めを監視し、塩の計量、記帳を行う塩場の官吏が描かれており、唐代塩場の様子を窺知することができる。

⑬ 河東塩場組織の変遷に関しては、『塩法通志』（清・周慶雲撰）卷二、疆域二、産区が参考となる。明代の中場設置の年代は、『明史食貨志附註』（東洋文庫、一九五八年）所収、藤井宏「塩法」四三二—三三三頁に従っている。『河東塩法志』や『河東塩法備覽』が、唐代以来の八塩場が元代に存在した、とするのは誤りである。この点については、『山右石刻叢編』卷八、大唐河東塩池靈慶公神祠碑に関する清・胡聘之の按語を参照。

⑭ 清代の塩場（東場・中場・西場）の立地は、第一章註⑩の図②に見える。唐代も、塩田は塩池北岸に分布し、北岸の禁臠内に八つの塩場が列置されていたと考えられる。

⑮ 沈亜之『沈下賢文集』卷六、記下、解県令序壁記。
蒲鹽田居解邑。下歲出利流給雍洛二郡三十郡。其所會質、皆天下豪商・猾估、而發吏踵起、則解之爲縣、益不能等於他縣矣。

⑯ 司空圖『司空表聖文集』卷六、碑、解県新城碑。

⑰ 又以解因沃饒之潤、置權貨之司。官治委輸、商徒繁會。

⑱ 『文苑英華』卷八〇八、記、公置下、嘉興監記等を参照。

⑲ 『金石萃編』卷一〇三、大唐河東塩池靈慶公神祠碑。

知解縣池詹事府司直陸位、事以道自集、商以仁自來。知安邑池大理評事韋終、財以清自豐、吏以明自肅。此二君者、以爲職方之精意、可達於明神。如之何不奉矣。

⑳ 劉禹錫『劉夢得文集』卷二九、唐故朝散大夫檢校尚書吏部郎中兼御史中丞賜紫金魚袋清河原開國男贈太師崔公神道碑。

韓晉公爲丞相、制國用。思公前績、乃傳召之。抵京師、授檢校戶部郎中兼侍御史、幹池鹽於蒲、修牟益鹽衡石。煎和既精、餉散乃盈。商通而吞至、吏擅而循法。民不結網、而國用益饒。歲抄會其所入、贏羨什百。（中略）蒲鹽近地、鹽爲利滋。使車來思、剗弊立程。吏廉商通、歲倍其贏。奏課運最、德音發明。

㉑ 權輿『權輿文集』卷二二、唐故銀青光祿大夫守吏部尚書兼御史大夫充諸道塩鉄轉運等使上柱國趙郡開國公贈尚書右僕射李公墓誌銘。

〔李公（李襲）總八柄、平九賦。〕（中略）先是池澤之稅、因緣爲奸、牟益以私、幣貨變濫。公則去一朝之便、質終歲之成、變其苦歛、以寬物力。盈入之數、不可勝條。

㉒ 韓愈『朱文公校昌黎先生集』卷四〇、論變塩法事宜狀。

一件、〔戶部侍郎張〕平叔請、定鹽價每斤三十文。又每二百里、每斤價加收二文、以充脚價。量地遠近險易、加至六文。脚價不足、官與出。

この官死法案が、度支使管下の河東池塩・蜀井塩販塩塩園の塩政改革を対象としていたことは、「はじめに」註②高橋繼男論文三五—三六頁を参照。

㉓ 「はじめに」註③④拙稿参照。

㉔ 塩稅總收入額は、註②金井論文所掲「唐代塩利表」に基づいた。

㉕ 德宗貞元年間の塩稅收入額は、『金石萃編』卷一〇三、大唐河東塩池靈慶公神祠碑に、「終歲所入二百十萬、供塞垣靈敵之質、滅天下大半之租」とあり、二〇〇万貫である。但し、この数字は、物納品の過大評価に基づく虚銭收入額を示していると思われ、実際の市場価格によると実収入はより少くなるであろう。

㉖ 河東池塩の公定販塩園内には、河東塩池以外にも多くの小塩池が存在した（何維漢『中國塩政史』所掲「唐代塩産分佈表」、河上光一「宋代解塩消費区における諸産塩地」、『社会経済史学』四〇—六、一九七

五年)。これらは多く、黄河の屈曲部に分布していた。唐朝は、河東塩池にのみ塩税機関を置き、塩池の製塩条件の整備を重点的に進める一方、河東塩池の流通独占を妨げる規模の他の塩池の場合には、塩の採取を禁じた（『唐書』卷八八、塩鉄使、女塩池条、『冊府元龜』卷四九三、邦計部、山沢、唐文宗太和二年三月丁巳条）。

②① 大曆末年の製塩量は、「はじめに」註②清木場東論文六八頁に依る。九世紀末の専売価格の急騰以来、専売収益には、銭納のみでなく物納も大幅に認められたため、物納品の過大評価に基づく虚銭収入と、実際の市場価格に基づく実銭収入の二種の記載法が存在しており、どちらかに数を統一して計算しなくてはならない。貞元十三年の場合には、専売収入・価格ともに虚銭（虚估）であるが、元和初年は、専売収入が実銭であるのに対し、専売価格は虚銭（虚估）である。註②の韓愈の文集によれば、塩政改革を主張する張平叔は、産塩地を中心とする二〇〇里圏内の官売塩価を一斤三〇文としており、これは、当時の産

三 流 通 圏

先に筆者は、江淮塩税機関の立地と機能を論じた際、塩税機関が、生産と流通の要衝に立地し、流通分業化を担う国営卸売機関として従来の民間の産塩・販塩組織の中に入りこみ、塩流通の主導権を握ることで、市場塩価の価格形成力を備えて専売価格の設定・維持を可能にしたことを指摘した^①。

通商法による専売制のもとの行塩区も、流通チャネルの把握をはかるために、産塩地の塩税機関が設けた公定の販塩圏である。行塩区を設定し、他の産塩地の塩（河東池塩の場合は、海塩・井塩・西北辺境池塩・土塩）の流入を禁じることで、塩税機関は、一定の販塩圏内の消費市場における塩の販売独占を目指し、塩税機関で設定された専売価格の価格形成力の維持をはかったといえよう。一方、通商法の運営にとって、塩税を直接納入する専売商人の協力を得ることが不可欠であ

塩地の実銭専売価格に基づいて定められたと思われる。そこで、この数字と実銭専売収入の規定額に抛って製塩量を計算した。実際の収入が規定額に達していなければ、製塩量は九七万石より少くなる。また、張平叔の官売塩価は重さで表示されているので、容量に換算して計算する必要がある。唐代の重さと容量の換算率は不明であるが、宋代の一斗は五斤であり（『宋史』卷二八一、食貨、塩、唐宋の容量の變化は、唐の一に対し宋の一・一なので（呉浴『中國度量衡史』商務印書館、一九八一年第四版、六六一―七頁）、唐代の一斗は五・五斤に換算できるとした。なお、『宋史』食貨志の史料を使用するに際し、清木場東氏の御教示を得た。ここに記して深謝いたします。

②② 河上光一「宋代解塩の生産額について」『東方学』五〇、一九七五年。

②③ 『輿地紀勝』卷四〇、淮南東路、泰州、古迹、海陵倉に引く『元和郡県志』「はじめに」註④拙稿六頁参照。

ることを願れば、行塩区の設定は同時に、塩税機関に登録された専売商人の販路・商圈を国が保証することであり、塩商の安定的な利潤抽出の場を国が付与することで、塩税収入の確保を目指すものである。これはまた、各主要産塩地の商圈を国が調停することによって、塩商間の過当な競争を回避し、消費市場の塩の供給の安定をはかったものでもある。

さて、行塩区を決定する条件には、行塩区内の産塩地の産塩額、消費人口（塩消費量）、市場購買力、地勢、交通（運塩路の難易度）、政治条件などが考えられる^②。換言すれば、産塩地の製塩費、専売価格、消費市場の塩価、運塩費などの相関の上に行政要因を加味して行塩区が設定されたといえよう^③。唐代河東池塩の行塩区は、諸史料からほぼ明らかにすることができる。そこで、まず行塩区を明らかにして、塩の主要流通路を復原し、塩専売商人・民間流通業者の販売組織、交通手段などに論及してみよう。これによって、不明点の多い専売施行以前の唐代河東池塩流通の実態も、ある程度推測することができるとであろう。

建中二（七八一）年当時の河東池塩の流通圏に関して、『文苑英華』卷八一五、祠廟下、張濯、唐宝心靈慶池神廟記は、次のように述べている。

宝心靈慶池者、山海経所謂塩販之沢也。俗称・官号皆曰塩池。供華夏二十余州宅。（中略）其後、西自関輔、東踰歸澗、南馳陝服、北走絳台。

すなわち、西は関輔（関中・三輔）に及び、東は崱山・澗池（陝州）を踰え、南は荊州（陝服）に馳せ、北は絳州（絳台）以北に達する二十余州に、池塩が流通していたのである。一方、『資治通鑑』卷二二六、建中元年七月条には、

〔劉〕晏専用權塩法、充軍国之用。時自許・汝・鄆之西、皆食河東池塩、度支主之。汴・滑・唐・蔡之東、皆食海塩、晏主之。とあり、劉晏塩政下の江淮海塩行塩区と河東池塩行塩区との境界を知ることができる。この行塩区は建中二年にもほぼ継承されたと考えられるので、先の史料と合せ、池塩行塩区は、許・汝・鄆等州以西の二十数州に比定できる。ただし、先の『文苑英華』では、荊州にまで池塩が流通していたとするが、この『資治通鑑』の記述および、大曆初に長江中流の

夔州にまで江淮塩の運ばれていた事実^⑤とを考え合わせると、『資治通鑑』に従い、鄧州を行塩区の南限とすべきであろう。行塩区の東の境界は、『唐会要』卷八八、塩鉄の次の記述によって、さらに明確となる。

貞元十六（八〇〇）年十二月、史牟奏、沢・潞・鄭等州、多食末塩。請一切禁斷。從之。

沢・潞・鄭等州への海塩（宋塩）の流入を禁じる権塩使史牟の上奏を勘案すると、許・汝・鄭・鄧等の州、および、沢州・潞州以西が池塩行塩区だったのである。貞元十三（七九七）年の状態を述べた『金石萃編』卷一〇三、大唐河東塩池靈慶公神祠碑によると、池塩の流通圏が、

洺汚横汾、爰距隴坂、東下京鄭、而扞于宛。

と述べられている。北は汾水を渡り、西は隴州、東は洛陽・鄭州、南は南陽盆地の北部（宛）に池塩は及んでおり、新たに西の境界がわかる。西北の境界に関しては、『唐会要』卷八八、塩鉄に、

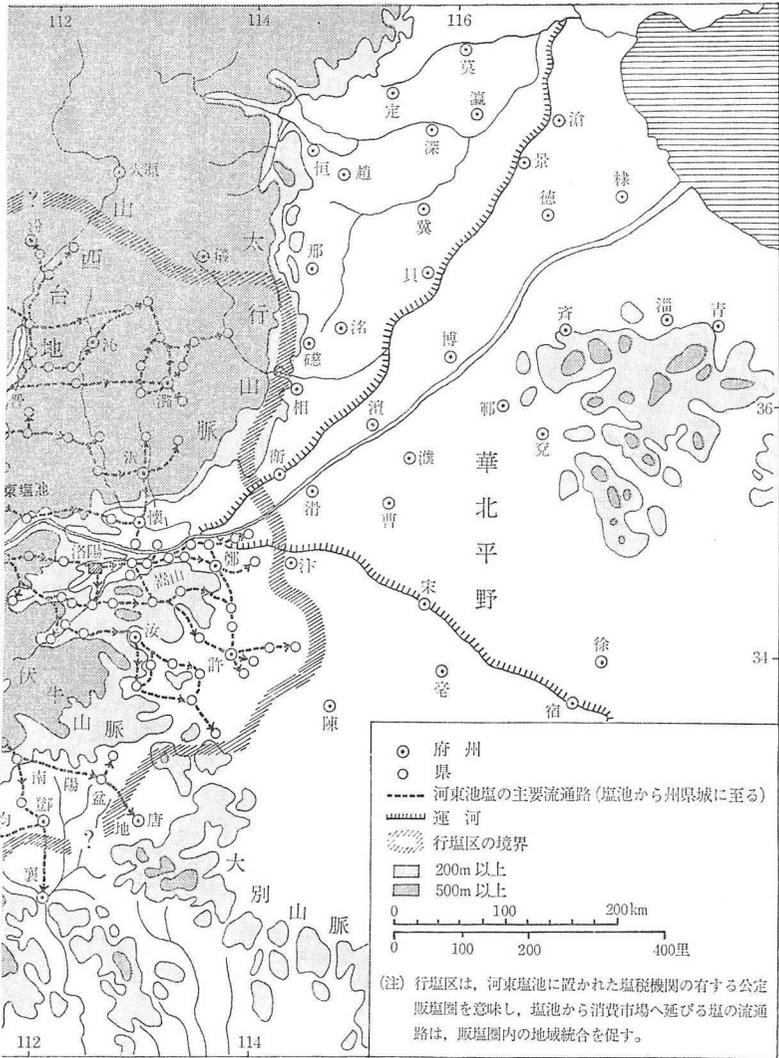
〔元和〕五（八一〇）年五月、度支奏、郵坊・邠寧・涇原諸軍將士、請同当処百姓例、食烏白兩池塩。從之。

とあり、元和五（八一〇）年以後は、郵坊・邠寧・涇原節度使の軍隊も民間人と同じく、塩州烏池・白池の塩を食べることの定められていることから、これら諸道より南の地域、すなわち、鳳翔府・京兆府・同州・華州以南が河東池塩の行塩区に入っていたのである。

以上から、河東池塩の行塩区は、沢・潞・鄭・許・鄧州以西、隴州以東、鳳翔府・京兆府・同・華州以南の二十数州と考えられる。『冊府元龜』卷四九三、邦計部、山沢によると、行塩区を構成する州の数が明記されており、元和六（八一〇）年に、従来の二十五州に、新たに六州を加えた三十一州が、行塩区として規定されたことがわかる。

〔元和六（八一〇）年〕閏十二月、戸部侍郎判度支盧坦奏、河中兩池課塩、勅文只許於京折（畿）・鳳翔・陝・虢・河中・沢・潞・

河南・許・汝等二十五州界内糴（糶）貨。比來因循、兼越入興元府、及洋・興・鳳・文・成等六州。臣移牒勸責、得山南西道觀察使報、其糴・閩兩州塩、本土戸人及邑南諸郡市人、又供當軍士馬、尚有懸欠。若兼教州、自然闕絶。又得興元諸府審狀申訴。臣今



ける河東池塩の流通

商量、河中塩
 請放入六州界
 羅(羅)貨。
 從之。
 文中にあるよう
 に、蜀の井塩の
 産塩量が不充分
 で、^⑥住民や軍人
 馬の必要消費量
 を満たすことが
 できず、従来も
 河東池塩が流入
 していたことを
 背景に、ここで
 公式に行塩区の
 西南部への拡大
 が規定されたの
 である。これか
 ら、元和六年に

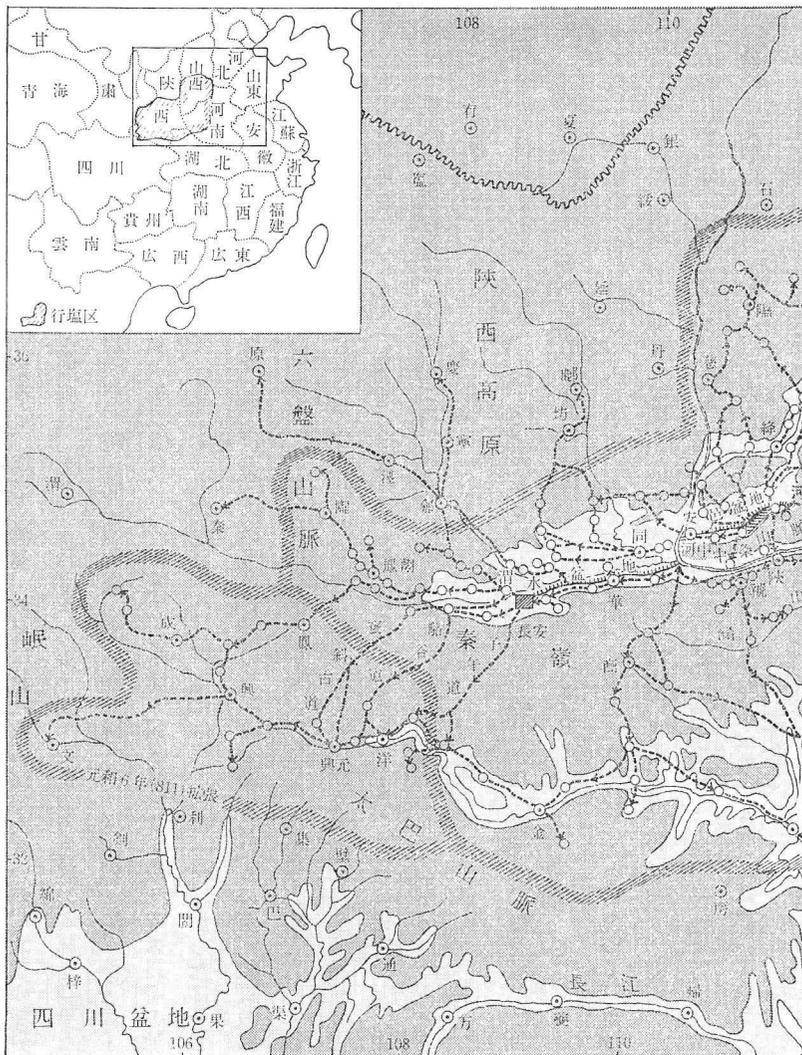


図3 唐代後半期にお

は二十五州が河東池塩の行塩区であり、塩専売が塩鉄使と度支使の東西分掌制をとって以来、京畿（京兆府）・鳳翔府・陝州・虢州・河中府・沢州・潞州・河南府・許州・汝州等の二十数州の地域に、公式に池塩が流通しており、元和六年閏十二月以降は、山南西道の六州を加えて三十一州に及んだ

ことがわかる。^⑦

宋、明、清の河東池塩行塩区を見ると、東部、西部、南部における相違は大きいが、北部の境界に関しては大差ない。^⑧そこで、北部を後代の行塩区から推測し、今まで論じてきた東・西・南部の行塩区の境界を総合して判断すると、元和六年以前は、京兆・河南・鳳翔・河中府、隴・同・華・商・陝・虢・絳・慈・晉・隰・沁・汾・沢・潞・鄭・許・汝・鄧・均・金・瓌州等二十五州府、元和六年以降は、これに興元府・洋・興・鳳・文・成州等六州府を加えた三十一州府を、河東池塩行塩区に比定できると思われる。また、長慶二(八二二)年には、さらに一州増加したようである。^⑨

以上で推定した元和年間の行塩区と、行塩区内の主要な塩の流通路を図化したものが、先頁の図3である。行塩区の境界の図化には、揚守敬『歴代輿地沿革図』唐地理志図を参照にし、塩の主要流通路の復原には、光緒八年刊『増修河東塩法備覽』巻首に描かれた行塩図をもとに、『元和郡県志』^⑩、敵耕望氏の唐代交通図に関する諸研究で補足・再検討して『中華人民共和国地図集』(一九八一年、地図出版社)、Operational Navigation Chart (ONC)、^⑪ 阪大蔵十万分の一地形図の該当箇所を確認した。^⑫ 塩池周辺の把握に関しては、京大東南アジア研究センター蔵 ERTS と LANDSAT の撮影写真を参照させていただいた。^⑬

この図から判読できることは、第一に、行塩区全体の地形的特徴であり、第二に、交通線上における河東塩池(河東塩税機関)の立地、第三に、首都長安と塩池の経済地理上の近接性である。

まず最初に、池塩の行塩区が、大まかに、自然地形に沿って設定されていたことに気づく。東部は、太行山脈―秦嶺東部(崑山・嵩山・伏牛山脈)が大よその境界をなし、華北平野の西端にまで行塩区が拡がり、海塩の流通と接していた。西部は、六盤山脈の東、秦嶺の北麓に及び、元和六(八一)年以降は秦嶺を越えて漢中盆地に行塩区が拡大された。南部は、南陽盆地の北側に達し、北部は、山西台地の南側、陝西高原(陝北黄土高原)と渭水盆地(關中平原・渭河平原)との境に及んでいる。海塩の流通する地域にまで河東池塩の行塩区が延びるように、^⑭ 従前の河東池塩流通圏を越える広い地域に渡

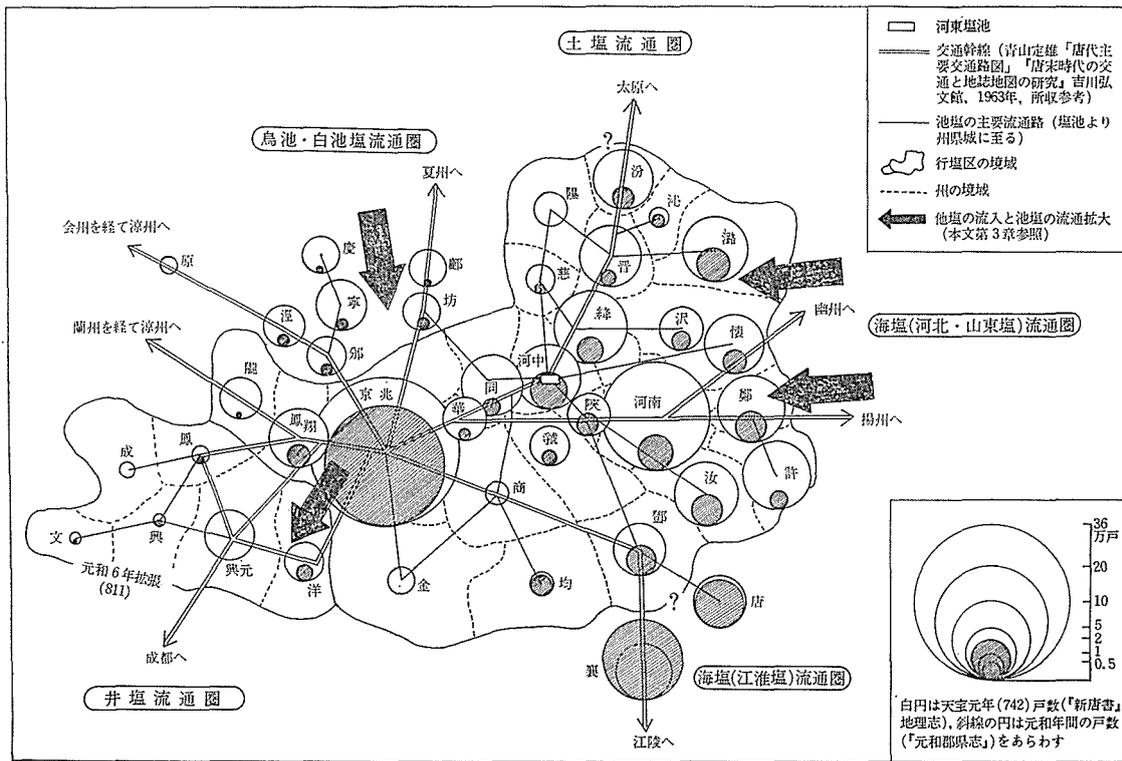


図4 河東池塩流通圏の戸数分布と主要流通路

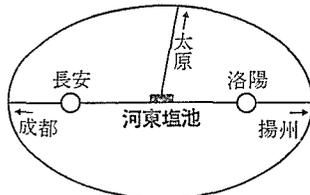


図5 河東塩池流通圏概念図

って行塩区が設定されていたことも考えられる。しかし、その場合でも、唐代の行塩区が自然地形を大きくはずれること
のなかったことから、ほぼ従来の流通圏にそくして、行塩区が設定されたといえよう。

次に、河東塩池は、東西南北に走る交通幹線の上に立地していたことに気づく。南北に延びる長安—太原線の上と、兩
都を繋ぐ長安—洛陽線に塩池は立地しており、流通圏は、塩池を中心として、交通幹線を軸に四方へ広がっていた。そし
て、大消費地と塩池は、先頁の図4および図3の州県の立地状況から窺えるように、比較的近接している^⑩。池塩行塩区が
東西に拡大しているのは、巨大な消費人口が、東西に延びる幹線上の州県に分布していたことと密接に関連するだろう。

とくに、二大消費都市である京兆府と河南府の両都所在地を行塩区に含んだ塩池は、塩池を中心点とし兩都を焦点とする
楕円状の流通圏を形成し、塩池を中心に逆T字型に延びる交通幹線によって、主要消費市場と直結し、交通経済上有利な
立地条件を備えていた(図5参照)。河東塩税機関が、塩の生産と流通の把握を比較的容易に行い得た基本的な条件は、こ
こにある。江淮塩税機関の場合にも、主要塩税機関は、主要産塩地を背後に控えた交通の要衝に立地している^⑪。唐代の塩
税機関は、最も立地条件のよい産塩地を選定して立地し、塩の運販を塩商に委ねる通商法を採用することで、行政出費を

極力抑えながらも多額の塩税を確保する財政機構を生みだしたと思われる。塩税機関は、主要産
塩地を把握するとともに、産塩地から消費市場へ向かう流通経路（ルート）の根幹を抑えることに主力を注
いでいるのである。

専売制下の塩商は、この交通幹線を主軸として、主要流通路を経て地方の州県域まで塩を運ぶ
商人であったと考えられる。江淮海塩流通圏では、長江を幹線として、その水系域を上下する遠
隔地商人としての塩商が、「万斛の船」^⑫とか「巨船」^⑬、「大艫」^⑭を用いて販塩活動を行っていたよ
うに、河東池塩の流通においても、塩税機関と幹線上の消費市場とを往来する塩商は、船や車輦
を交通要具とする資本力のある商人層であり、塩税納入を直接担う専売特権商人であった。

先掲のように、塩税機關の置かれた解県には、塩税を納入し塩の運搬に携わる「天下の豪商・猾估」とよばれた大塩商が往来しており（四五頁）、解県は、塩商のもたらす財と塩税収益によって、唐代後半期に繁栄をきわめる都市であった。あたかも、江淮海塩園における揚州に匹敵すると思われる。塩税機關に来る塩商の交通要具は、「艘もてその櫓を連ね、輦もてその轂を撃つ」とか、「馬、屯雲し、車、流水す」と記されるように、帆船や輦車が用いられ、動力には、風力および「驢・羸・牛・馬の運」などの畜力が利用されていた。政府による私塩の取り締りも、製塩地と都市を結ぶ塩の主要流通路を主な対象としていたと思われる。なお、河東池塩の運搬には、後述のように姚暹渠を用いる水運が、陸運とともに利用されていた。

一方、都市間を結ぶ交通幹線からはずれ、都市と農村を連結する地方市場圏の塩商は、専売特権商人にはなり得ず、交通要具には、人背・背枷・駄獸などを用い、徒歩に頼る小資本の行商人であり、専売特権商人に比べ、数も遙かに多かったと考えられる。図3で示した交通幹線や主要流通路を外れる、州県城以下の地方市場が、これら小塩商の主な販塩地域であったであろう。長慶二（八二二）年の度支使管轄域（河東池塩・蜀井塩流通圏）を対象とする官売法案に対し、現行の通商法の利点をのべる韓愈は、郷村を訪れる塩商が、自らの背に数キロの塩を背負い、農村の諸産物との交換や、収穫期における穀物払いによって塩を売り歩き、小額の利益を蓄積させてゆくことを説明し、州県城（城郭）と郷村を連結する塩商のきめ細かい商業活動を評価している。元和六（八一二）年以降、河東池塩の行塩区となった山南西道興元府の管内の山谷住民も、塩の購入に銅銭を用いず、一斤の麻や一兩の絲、蠟、漆、魚、雞などを物々交換することで塩を得ている。このような商人は、単に塩のみでなく他の生活必需品も一緒に取り扱っていたことが考えられる。江淮の宣州南陵県には、米・塩・鹽・醬などの日常必需品を背負って郷村を巡る負担人（背負運搬業者・行商人）が存在していた。河東池塩販塩園にも、このような負担人は多数存在していたと思われる。

また、蜀の通州巴渠県の境に井塩を販売する塩商は、大巴山脈を南北に越える險道を往来し、十余人の少壯な者ととも

に、猛獸の出没する道なき道を進み塩を売り歩いてきた。^⑩このようにして塩の流通圏が切り開かれていったのであろう。前蜀の建国者王建は、池塩流通圏の南端に当る均州と房州との間に塩を売っており、^⑪州県から郷村へと塩を商う塩商は、州城・県城の境域を中心とした販圏を有していたと思われる。宋初の四川での事例であるが、果物や野菜、豆麦を県城で売り、塩米麵酪などを購入して帰る農民の存在がわかり、^⑫県城は、周辺農村への塩の供給基地の位置を占めていた。

おそらく多くの場合、都市間流通網の結節点をなす州県域まで、専売特権商の塩商が塩を販運し、都市の仲介業者の手を経たのちは、多数の小資本の塩商が、州県城と農村市場を往来していたのであろう。生活必需品としての塩の流通は、産塩地と州県城、農村を塩の流通路によって密接に連結することで流通圏内の経済社会の統合を促す一要素となったと考えられる。

要するに、河東塩池は、巨大な消費市場に連結する交通幹線上に立地し、産塩地の塩税機関で塩税が徴収された。そこで、私塩監察や、塩流通を担う商人層の把握等の政府専売政策も、塩池と都市を結ぶ交通要路上に力点を置くことになり、効率的な塩税の徴収が可能となった。^⑬そして、河東塩池に置かれた塩税機関は、池塩の生産と流通の根幹を把握し、広大な販圏(行塩区)を有する産塩地の塩配給機関(国营産地卸売機関)として、江淮の塩税機関と同じく、市場塩価への価格形成力を備えて専売収益を確保したと思われる。

さて、以上のように、行塩区の地形的特徴や交通線上の塩池の立地と相関して、^⑭図3から判読できる第三の点は、首都長安と塩池が経済地理的に近接していることである。長安の立地した渭水盆地と、塩池の立地した安邑盆地(解州盆地・运城盆地)は、渭河および涑水の沖積盆地をなし、長安と太原を結ぶ幹線を軸に、高度三〇〇〜五〇〇メートルを保ちながら東西に繋がっている。従って、両地域間の時間・費用距離は小さく抑えられ、首都長安を核とする渭水盆地の諸州県と河東塩池とは、政治・経済的に密接に連結していたことが推定できる。元和年間の戸数統計に拠ると、元和六年以前の行塩区内の消費人口(金・商・隰三州を欠く)に占める渭水盆地の諸州県(京兆府・華州・同州)の消費人口の比率は、五〇%を超え

ており、天宝年間の河東池塩流通圏が、元和年間の行塩区と変らないとすると、天宝時には約三〇%である（図4参照）。政府の戸口把握は不完全であり、行政力の及びやすい首都近辺や交通幹線上の州県の戸口数が、統計上多く、とくに元和年間にその傾向が強いので、そのまま信用することはできない。しかし、渭水盆地に県が密集し交通路が網羅されていること（図3）、行塩区東部の州県には海塩が多量に流入していること（図4）などを考慮に入れると、河東池塩の重要な消費地に当る渭水盆地の経済力（市場組織の集中・整備、豊富な需要等）が、黄河を挟んで経済地理的に隣接した安邑盆地の河東池塩の製塩・販塩活動に、一定の影響を及ぼしていることが推測される。次に、この問題を詳論してみよう。

① 「はじめに」註③拙稿。

② 佐伯富『清代塩政の研究』（京都大学東洋史研究会、一九五六年）九〇頁参照。

③ 塩の価格・運塩費と行塩区設定の関連については、後代の諸例を参照して別に詳論したい所存である。

④ 建中元年正月に、度支使・転運使の分掌制を廃止して尚書省金部・倉部が塩政を管轄することになったが、同年三月に元の状態に戻っている（『資治通鑑』卷二二六、建中元年春正月、同年三月冬。ただし、建中以降、度支使の権限が強まっている（「はじめに」註⑨高橋維男論文二二一―二四頁）ので、池塩の流通圏が部分的に拡大された可能性もある。

⑤ 『分門集注杜工部詩』卷四、夔州歌十絶句、其七、同書卷六、柴門。唐代の蜀の製塩事情については、「はじめに」註⑩古賀登「統唐代井塩攷」参照。宋代においても、製塩技術の改革の生じるまで、塩不足が深刻であったことが、郭正忠「北宋四川食塩危機考析」（『中国史研究』一九八一年第一期）で論じられている。

⑦ 「はじめに」註⑫清水場東「唐代の産塩地と塩界分について」六八一―七〇頁では、元和年間に至って非産塩地の諸道の巡院での塩税徴収

が一般化したとし、本文で引用した『冊府元龜』の文を、「勅文只許

於京折（畿）・鳳翔・陝隴・河中・澤潞・河南・許汝等二十五州界内糶貨」と読んで、文中の地名は道名を示し、元和年間に始まる「道單位卸売制」による新販売体制下の塩界分（行塩区）を記したものとされている。また、元和年間に存在しない許汝道は、許陳、すなわち忠

武道の誤りであり、これらの諸道に金商・河陽道を加えれば、ちょうど二十五州となり、『冊府元龜』の記載と一致するとされる。しかし、その際引用された元和年間の河陽道の管轄州は、懷州・孟州の二州ではなく懷州一州のみが正しい（孟州は會昌三年の新設州。『唐會要』卷七〇、州縣改置上、河南道、『旧唐書』卷三八、地理、河南道、孟州を参照）。従って、京畿以下をすべて道名とする、かえって二十五州と合致しなくなる。更に、本稿第二章「塩税機関」の章で論じたように、唐末に至るまで、塩税は、統一専売価格の設定された河東池塩の塩税機関で主に徴収されているのである。要するに、産塩地で塩税を徴収する通商法は、元和年間に降も継承されており、唐代後半期を通して、諸道の境域に左右されずに定められていたと考えられる。

⑧ 戴裔植『宋代鈔鹽制度研究』（商務印書館、一九五七年）七五―七六頁。『明史』卷八〇、食貨四、塩法、『增修河東塩法備覽』卷首、

路は、古来より主として陸路が用いられて時代的に大差はなく、唐代の県と清代の県の立地も大きな変化はないので、この図を一つの基準として唐代の塩の流通路を復原することは許されよう。しかし、清代の場合、販売すべき塩の分量が地域ごとに細かく決められ、通過すべき途も政府によって指定されており、塩池から販塩州県まで最短距離を用いて塩が運ばれる傾向にある。これに対し唐代では、販塩路の指定が敢密に行われていたとは考えられず、塩の流通路はより複雑で多様であったと思われる。ただし、唐代においても、行塩区が設定されて諸道の交通上の要地に巡院が置かれて私塩監察に当てられて、九世紀の江淮では、各塩監が塩商の消費市場を指定していたと思われる（杜牧『樊川文集』巻十三、上塩鉄妻侍郎書）、また、『塩法通志』巻七、運道には、「唐夏侯頗撰鹽鐵圖一卷、宋丁謂撰十七路轉運司圖一卷、定道運鹽、有自來矣」とあり、運塩路を記した書が唐代にも存在していた（佐伯富『清代塩政の研究』八九、一二七頁）ことなどから、販塩路の大きな指定は既に行われていたと推測できる。この点は、さらに今後検討を加えていかねばならない。

ここでは、清代の販塩路を示したこの図をもとに、本文に掲げた諸研究・諸資料を参照して唐代池塩の主要流通路の復原をはかった。また、唐と清の行塩区は完全に一致しているわけではないので、その場合も、この図でカバーできない地域は、本文に掲げた諸研究・諸資料に基づいて推定することにした。

- ⑫ 図中の元和年間の州県の立地は、『元和郡県志』をはじめとして、『旧唐書』地理志、『新唐書』地理志、大野仁『唐（開元末）府州県図』（布目潮風編『唐・宋時代の行政・経済地図の作製 研究成果報告書』大阪大学教養部、一九八一年）を参照した。

- ⑬ 『漢唐邊疆考』（『新亞學報』八一、一九六七年）、「唐上津道考」（『歴史語言研究所集刊』三八、一九六八年）、「通典所記漢中通秦州駅

- 程道考」（『新亞學報』八一、一九六八年）、「唐代長安南山諸谷道駅程述略」（『大陸雜誌』三六一、一九六八年）、「唐路各道考」（『歴史語言研究所集刊』三九、一九六九年）、「唐藍田武關道駅程考」（同上）、「唐代長安西通涼州兩道駅程考」（『中文大學中文研究學報』四一、一九七一年）、「唐代長安東北通勝州振武鞏州道考」（『新亞學報』一〇一、下、一九七三年）、「唐代関内河東東西交通線」（同上）。
- ⑭ 阪大所蔵地形図は、東京大学総合資料館所蔵の民国製地図の複製である。

- ⑮ ERTS LANDSAT 撮影写真の閲覧に際しては、同研究センターの桜井由男雄助手にお手数をおかけし、撮影写真の入手と判読については、同研究センターの海田能宏助教にお世話いただいた上、種々御教示を賜った。筆者の能力不足のため、本稿において完全に活用することはできなかったが、今後の研究に資するところ大きい。ここに記して深謝いたします。

- ⑯ 本文五一頁引用『唐会要』巻八八、塩鉄。

- ⑰ 天宝戸数と比べると、元和年間の戸数は、唐朝勢力の比較的良好に及んだ江浙、福建から、揚子江、漢水を経て長安に至る地域において増えている州も散見はするが、概して、天宝戸数より激減している。これは、政府の戸数把握率の減少であり、実数をかなり下回っていたと考えるべきであろう（青山定雄『隋唐宋三代に於ける戸数の地域的考察』（一）『歴史学研究』六一四、一九三六年、八一—八九頁参照）。
- 河東の潞州の元和戸数は開元戸数より約一・三倍、天宝戸数より一・二倍増加しているが、郷数が開元の半分（四八→二四）に減っている上に、交通幹線からもはずれているので、数字の誤りと推定して図には示さなかった。また、『元和郡県志』には、興元府、金州、商州、成州等の元和戸数の記載が脱落している。

- ⑱ 「はじめに」註④拙稿二七頁、図8参照。

①⑨ 『分門集注杜工部詩』卷四、夔州歌十絕句、其七。

②⑩ 『太平広記』卷一五二、定教、鄭德璠、出『德璠伝』。

③⑪ 劉禹錫『劉夢得文集』卷二、古詩、賈客詞。

④⑫ 司空圖『司空表聖文集』卷六、碑、解鼎新城碑。

官帑委輸、商徒繁會。雲連里閭、山峙貨財。絃歌詎稱于武城、錦繡
懸誇于羨邑。(中略)解貨近鹽、貨則兼贏。車喧喧、戶戶連甍。

財雄擅響、鼎食提衡。三河競湊、六輔皆傾。

⑤⑬ 『金石萃編』卷一〇三、大唐河東塩池靈慶公神廟碑。

⑥⑭ 『文苑英華』卷八一五、記、祠廟下、唐宝心靈慶池神廟記。

⑦⑮ 『唐柳先生集』卷十五、晉問。

⑧⑯ 五代後唐の私塩法による処罰の対象を見ると、鹽畜を従えた者や塩
船の船団の押綱將軍、衙官、稍工などの交通幹線を移動する者である
(『冊府元龜』卷四九四、邦計部、山沢、後唐長興四年五月七日參。
唐代も同様と考えてよいだろう。巡院も主要流通路に置かれていた。

⑨⑰ 専売商人とは、塩稅機關の塩籍に名を登録されて、塩稅を納入する
義務を負うと同時に、諸々の特權を享受する、資本力に富む數の限ら
れた塩商を指す。小資本の塩商では、塩稅機關に塩稅を納入し、長距
離の商業活動に従事することはできない。

⑩⑱ 『朱文公文昌黎先生集』卷四〇、表狀、論麥塩法事宜狀。

臣今通計、所在百姓、貧多富少。除城郭外、有見錢鹽鬻者、十無二
三。多用雜物及米穀博易。鹽商利歸於己、無物不取。或從賒貸升斗、
約以時熟填還。用此取濟、兩得利便。(中略)臣以爲、鄉村遠處、
或三家五家、山谷居住。(中略)比來商人、或自負擔斗石、往與百
姓博易。所冀平價之上、利得三錢、兩錢。

⑪⑲ 『冊府元龜』卷四九三、邦計部、山沢、長慶二年三月參。

興元巡管、不用見錢。山谷貧人、隨土交易、布帛既少、食物隨時。
市鹽者、或一斤麻、或一兩絲、或蠟、或漆、或魚、或雞。

⑫⑳ 『元氏長慶集』卷五四、碑銘、唐贈太子少保崔公墓誌銘。

〔宣州錄事崔公〕命負擔者三四人、悉以米鹽鹽醬之具、實於擔從。十
數輩、直抵里中佛舍下、因召集老艾十餘人、與之坐暹謂里中賦輸之
粗等者。(中略)然後、取所負米鹽鹽醬、飽所從而去。又一里亦如
之。凡十數日、盡得諸里。

文中のこのような負擔人は、平野部から塩その他の海産物や穀物を山
谷の住民に運び、山の産物を平野部へ運ぶ役目を果していたと思われ
る。宣州の立地は、「はじめに」註④拙稿図4参照。

⑬㉑ 『太平広記』卷四三三、虎八、王行言、出『玉堂閒話』。

秦民有王行言。以商賈爲業。常販鹽鬻於巴渠之境。路由興元之南、
曰大巴路、曰小巴路。危峰峻壁、猿徑鳥道。路眠野宿、杜絕人煙。
驚獸成羣、食啖行旅。行言結十餘輩少壯同行。人持一拄杖長丈餘、
錐鋼鐵以刃之。即其短鎗也。纒登細徑、爲猛虎逐之。及露宿于道左、
(下略)

⑭㉒ 『太平広記』卷二二四、相四、僧剋引、出『北夢瑣言』。

王建微時、販鹽於均房間、仍行小竊、號曰賊王八。

⑮㉓ 『茅亭客話』卷四、劉長官。

開寶中(九六八一七〇)、于青城鬼城山上、結三間茅屋。植果種蔬、
作終焉之計、每一月兩三度、入青城縣、貨藥市米鹽鹽。臨歸山。
同上書卷八、好畫虎。

靈池縣洽帶村民郝二者、不記名。嘗說其祖父以醫卜爲業。(中略)

孫兒張、將豆麥入城、貨賣收市鹽路。

⑯㉔ 唐代後半期には、都市郊外や農村市場に塩の定期市が發生し、都市
には、居停(邸)主人・市伯などの民間仲介業者が發達して、邸店を
代表とする問屋業も盛況を呈するに至った(日野開三郎『唐代邸店の
研究』九州大学文学部東洋史研究室、一九六八年、『統唐代邸店の研
究』同上、一九七〇年)。ただ、唐代の民間の都市塩問屋の史料は乏

しく不明点が多い。この点については、「はじめに」註④拙稿三六頁註（76）参照。

③ 塩専売による新財源を管轄するために新たに専売官吏を置かねばならず、人件費を含む事業費が相当額に上っていたことも確かである（呉武陵「謀賈易道」、『全唐文』七一八）。しかし、主要塩税機関を生産と

流通の要地に重点的に置き、塩の流通を塩商に委ねることで、行政費の浪費を抑え、効率的に塩税が収税できたことも事実である。その一方、塩税機関の行政ランクと経済ランクの乖離が生じ、地方塩税機関に巨額の税収入が蓄積されることで、地方勢力の台頭を促す原因の一つになった。この点に関しては、別稿で詳論したい。

四 長安首都圏と河東塩池

渭水盆地は、渭水・涇水・洛水等の流れによって育まれた肥沃な沖積盆地として、既に秦漢時代から本格的に開発が進み、唐代には、首都長安を核に州県城が網羅され、陸路・水路が縦横に走り抜ける人口の集中した地域であった。^① 標高四

〇〇メートル前後を保つ渭水盆地の中心部には、唐代、京兆府・同州・華州などの州府が置かれ、いわゆる「関中」、「関輔」の中核地域をなし、「京畿」、「王畿」を構成する地であった。^②

この地域は、隋の大興城（長安城）建設後、農業水利・交通路が修復されるとともに、首都に近接する穀倉地帯に回復し、^③ 長安を代表とする大消費都市の発展に促されて、中国西北部の主要な布絹の産地となり、唐代中期以降、小麦栽培の発展・普及する先進的な農業地帯に成長した。折衝府も首都を囲む関中に重点的に配置され、京兆府のみで全体の約二〇%、同州・華州を含めると約二七%を占めていたが、唐代後半期の藩鎮体制下においても渭水盆地東部の同州・華州は、長安に直結する軍事地理上の要衝として、政府直屬州であった。^④ また、この地域は、進士や詩人の輩出した地であり、唐代後半期に、同州・華州の郷貢（解試）を経て中央の進士科に合格する率は、京兆府と並んで全国で最も高かった。^⑤

このように、元来、自然地理的にまとまりやすかった渭水盆地の諸州府は、長安の成長を核として、唐代中期以降、経済、産業、軍事、文化の上で地域的な統合を進めてゆき、とくに渭水盆地の中心となる京兆府・同州・華州等の諸州府が、広い意味での長安の首都圏を形成してきたと考えられよう。^⑥

表2 渭水盆地を中心とした地域の人口変遷

時代	戸数	人口数	地域	出典
前後漢	647,180	2,436,360	京兆尹・左馮翊・右扶風	『漢書』卷28地理
西晋	107,741	523,860	同上	『後漢書』卷29—33地理
隋	70,700		京兆郡・馮翊郡・扶風郡	『晋書』卷14—15地理
唐(貞観中)	492,294		同上	『隋書』卷29—31地理
(開元中)	319,148	1,244,166	京兆府・鳳翔府・華・同・坊・邠州	『旧唐書』卷38—41地理
(天宝元年)	535,998		同上	『元和郡県志』卷1—3
(元和)	585,608	3,318,575	同上	『新唐書』卷37—43地理
	260,370		同上	『元和郡県志』卷1—3

この地域の政府登録人口の変遷を漢代より眺めてみると、上の表2のようになる。この数字が登録人口を示し、実数でないことに注意しなければならないが、ごく大雑把な傾向は窺い得ると思われる。長安から洛陽へ都の遷った後漢に激減した戸口は、西晋にさらに減少し、再統一を果たした新たに大興城を造営して渭水盆地に奠都した隋に至って回復し、その後、開元・天宝にかけて増加している(図8参照)。

このような唐代中期にかけての渭水盆地の人口増加は、盆地の中心都市長安の人口の変遷から裏づけられる。戦乱の打ち続く南北朝時代の長安の人口は、漢代の推定十六万人を上回ることにはなかったであろう。中国を再統一した隋の大興城建設によって、初めて人口の首都集中の諸条件が整ったと思われる。唐代開元年間に至ると、既に長安は人口一〇〇万の大都市に発展しており、日野開三郎氏は、開元末の漕運改革以後、さらに一五〇万人に達したと推定されている^⑭。

そこで、長安人口が一〇〇〜一五〇万人の時の塩消費量を、『六典』巻十九の塩支給規定(丁男一日二勺五懸で計算すると、年間約九〜一四万石となる)^⑮。唐代後半期の専売制下の池塩製塩量の推定四七〜九七万石と比較すると、長安一都市のみで、唐代後半期には池塩製塩量の約一割〜三割を費すことになる。塩税収入から推算した池塩製塩量以外に、官用の製塩量を考えねばならず、河東塩池近辺の他の小塩池の私塩が、長安に流入していたこともあり得るので、この率はもう少し低くなるかもしれない。しかし、首都長安の成長を核とする渭水盆地の人口充実が、河東塩池の生産と流通に与えた刺激は、少くないと考えて誤りないだろう。

一方、隋大興城・洛陽城建設に当って運河の開鑿されたことが、兩都と河東塩池を密接に結びつけることになった。大規模な都市プランに基づいて行われた大興城・洛陽城建設を契機として、左の図7のように、兩都の巨大な人口集中に備える穀物補給の運河網が、華北平野や長江デルタに開鑿された¹⁶⁾。北魏の永豐渠のあとに姚暹渠が開鑿された時期も、この運河網建設と同時期であり、姚暹渠は、塩地への氾濫水流入の防止の他に、運塩河としても機能し、とくに長安が整備される唐代に入って、首都長安の塩補給のために重要な存在となったと思われる。姚暹渠の沿革を述べた『統資治通鑑長編』卷一〇四、天聖四（一〇二六）年閏五月己酉条に、

初解州之永豐渠始、後魏正治二（五〇五）年都水校尉元清、引平抗水、西入黄河、以運塩。而周齊之間廢絶。隋大業中（六〇五）一七）、都水監姚暹決堰滄渠、由陝入解州。唐末至五代不復治。至本朝。漕。淺。舟。不。通。塩。運。大。艱。主。運。者。耗。家。産。幾。尽。州。校。麻。処。厚。詣。闕。訴、而右班殿直劉達、因請治渠、起安邑至白家場。輾運使王博文亦言其便、復詔三司度利害。是歲卒成之、公私果利。

とあり、北宋に至っても、姚暹渠が運塩河として重要であったことがわかる。北宋の沈括は、官運の運塩費の場合、一〇〇里ごとに陸運は一斤四錢、船運は一斤一錢としており、水運は陸運の四分の一の費用で済む。確かに、塩池からの塩の運搬に陸路も併用されていたが、姚暹渠の開鑿に伴う費用距離の短縮によって、首都と塩池はより密接に連結する条件を

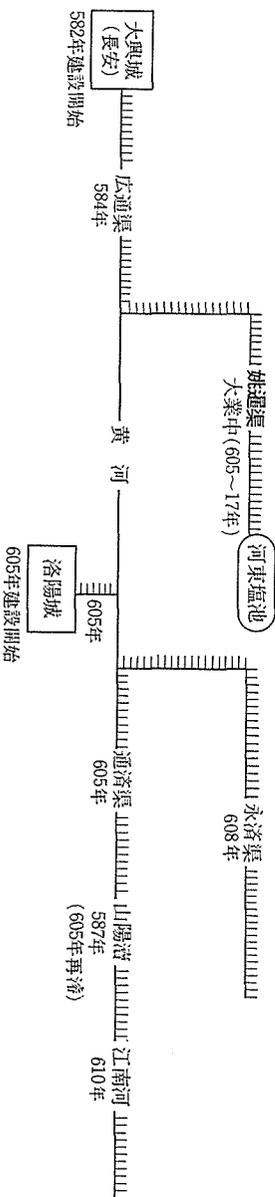


図7 隋大興・洛陽城の建設と運河の開鑿

備えたと考えられよう(図3参照)。

水路とともに陸路も、長安を中心に放射状に整備されていった^⑮。首都長安の再興は、このように交通体系を整えさせ、首都の商業組織の整備と相俟って、長安を核とする地域経済圏の形成を促進した。とくに唐代中期以降、首都の両市を核とする地区には、公私の卸小売・金融・信用機関が集中し、首都圏のみならず、全国の商業組織の中核としての機能をあつた程度備えつつあった^⑯。長安の塩価の安定をはかる常平塩や、塩税の徴収・便換の発行に携ったと思われる榷塩院は、長安の東市周辺の経済地区に設置され、地方の塩税機関と金融・財政的に緊密な関係を有した。河東塩池の塩税機関とは、とくに密接に連結していたと考えられる。

政治・交通・消費等の条件に優れた長安には、特権商人としての大塩商が集住していた。長慶二(八二二)年の官売法施行案の一条では、官売法施行後、軍籍に名を登録した長安両市の商人や塩商が、関係官庁へ財貨を贈って裏工作したり、表立って改革案の廃止を訴え出るなどの公私の反対運動に出ることが予想されており、それに対して蔽罰を以って臨むことが提案されている。そして、これに対する反論には、従来の塩専売制運営の基礎であった塩商の商業活動を全面的に廃止することは、實際上、不可能であることが指摘されている^⑰。このことは、長安に大塩商が多く居住し、その勢力が無視できない状況になっていたことを示している。また、官売法施行に必然的に伴う塩商の特権停止措置への批判に関しては、通商法によって運営される専売制のもとで諸特権を享受していた塩商は、既にこの項には世襲化が進み、その勢力を無視することはできず、もし一律に官売法が施行されたならば、塩商は財産をまとめて反政府側諸藩鎮に寝返るとある^⑱。これは必ずしも長安の塩商のみを指しているのではないが、先のことと照合すると、長安に居住した大塩商の勢力の一端を窺うことができよう。

河東塩池の生産と流通が、流通圏全体の消費人口の動態、交通・商業組織の整備の影響を受けたことは確かであり、とくに洛陽を中心とする地域は、長安首都圏に次ぐ大きな消費市場である(図4)。開元年間以降の急速な洛陽人口の充実が、

同時期の長安の成長と合せて池塩の製塩・流通の発展を刺激したことは疑い無い。しかし、河東池塩にとって、首都長安を核とする渭水盆地の諸州県は、他の地域と相違し、水運・陸運ともに、險路の運搬を要せずして至り得る最も近接した大消費市場である。唐代中期に至って製塩技術・製塩条件の整備が進み、政府の塩池管理が強化された（第一章生産）背景の一つに、集中した需要や改善された輸送力、整備された商業組織などを伴う首都長安の成長と首都圏の形成をあげてもよいだろう。唐代中期以降の首都圏の形成が、河東池に政治・経済的な影響を強く及し始めたと思われるのである。塩専売は、このような状況を基礎に、比較的スムーズに施行することができたといえる。洛陽近辺を含む行塩区東部に、海塩が多量に流入していた（図4）のと対照的に、山南西川道の六州へ池塩の流通が延び、元和六年以後、行塩区が西南部へ拡大された（図3・4）のも、蜀の井塩が不足していたことに加え、主要な交通網が集中し商業組織の整備された物資の大集散地としての長安首都圏の成長を考慮に入れるべきであろう。河東池塩専売は、池塩の立地する安邑盆地の諸州府とともに、隣接する渭水盆地の首都圏を最も重要な販圏としていたと思われる。

唐代後半期における地方塩税機関は、国家行政組織（度支使・塩鉄使、後に三司使）の地方出先機関であり、河東池塩の塩税機関に対しても県の行政力は及ばず、地方州県からは行政的に独立した存在であった（第二章）。専売施行後、度支使の居住する長安と、塩税徴収を掌る塩税機関の置かれた河東池塩が、政治・経済的に従来よりも緊密な関連を有するに至ったことは当然であろう。このことを端的に示すのが、池塩における池神廟の建設である。

古来、製塩が自然力によって左右されやすい河東池塩では、製塩の安定を願うために製塩業者が池神を祀っていたが、国家の祀典には入っていなかった。専売施行後の大暦八（七七三）年、池塩周辺に水害が生じたにもかかわらず、池塩そのものは無事で瑞塩の発生をみたとの偽りの報告をもとに、廟額が賜与されて靈慶公の封爵が加えられ、初めて官祭廟（宝応靈慶池神廟）が建てられるに至ったのである。この際、池神廟は、「秩は四瀆（揚子江・済水・黄河・淮水）に齊しく、礼は三公に視^{なま}う」と定められて、国家祭祀の中で重要な位置を占めるようになり、その後も整備が加えられ、専売制の継承さ

れる宋代以降においても存続している。^⑧

池塩の製塩の安定は、塩税収入を確保して中央財政の維持に寄与すると同時に、池塩の一大消費地である首都長安の民政の安定にも繋る。水害によって製塩不能にもかかわらず、瑞塩の報告を塩税官が行い、国が池神廟を建てて国家祭祀の中に位置づけたことは、このような首都と河東塩池の密接な関連を明示している。池神廟は、唐代後半期の専売制下における長安と塩池の関連を象徴する存在であったと考えてよいだろう。

要するに、渭水盆地の諸州府は、農業生産力の発展、人口増加、交通・商業組織の整備等を背景に、唐代中期以降、長安を中樞とした地域的な統合度を高めて長安首都圏を形成し、隣接する安邑盆地の河東塩池に政治・経済的影響力を強めてきた。唐代中期以降の池塩製塩技術の整備、池塩管理の強化、製塩量増加は、このような長安首都圏の形成と関連して生じ、塩専売の施行後は、塩税機関の置かれた河東塩池と長安は、財政的にも更により強く連結されることになった。広大な公定販塩圏（行塩区）を有する河東塩税機関は、とりわけ渭水盆地の諸州府を重要な販域とし、長安には大塩商が集住して、行塩区は長安西南部へ拡大されたのである。

- ① 史念海「開皇天宝之間黃河流域及其附近地区農業的發展」(『人文雜誌』第六期、一九五九年、後に『河山集』生活・読書・新知三聯書店、一九六三年所収)、本文の図3・図4、および、後註⑩陳正祥氏作製の図8「唐代人口分布」を参照。
 - ② 『新唐書』卷三七、地理志によると、京畿採訪使の管轄区域は、京兆府・華州・同州・商州・鳳翔府・邠州の六州府である。但し、京畿の管轄域の変遷は著しい(『新唐書』卷六四、方鎮表)。
 - ③ 註①史念海論文。
 - ④ 日野開三郎『唐代租調庸の研究』1色額篇(久留米大学商学部東洋経済史研究室、一九七四年)五二―一三頁、松井秀一「唐代における蚕桑の地域性について」(『史学雜誌』八五―一九、一九七六年)。
 - ⑤ 西嶋定生「瓊瑤の彼方」(『中國經濟史研究』、東京大学出版会、一九六六年所収)、大沢正昭「唐代華北の主穀生産と經營」(『史林』六四―一、一九八一年)。
 - ⑥ 谷霧光「府兵制度考釈」(上海人民出版社、一九六二年)一五三―一五八頁。同著一五五頁には、「唐折衝府分佈図」が掲げられている。
 - ⑦ 日野開三郎「藩鎮体制と直隸州」(『東洋學報』四三―四、一九六一一年)。
 - ⑧ 陳正祥「中國地理圖集」(天地圖書有限公司、一九八〇年)所掲「唐前期之進土」「唐後期之進土」「唐代之詩人」。
 - ⑨ 『唐書』卷二、争解元。
- 同・華解最推利市。與京兆無異。若首送、無不捷者。

『新唐書』卷四四、選舉志。

天寶九載、置廣文館於國學、以領生徒爲進士者。學人舊重兩監、後世敵者以京兆・同・華爲榮、而不入學。

⑩ 首都圏の語は、「京畿」や「京兆府」を示す言葉としてしばしば使われるが、本稿で用いた首都圏とは、ほぼ同一の自然地理的条件（渭水盆地）のもと、主として経済的に、また社会・文化的にも、首都長安を中心にある程度の地域的まとまりを認め得る大雑把な地域概念である。渭水盆地を越える地域を示す時もある。「京畿」や、首都を囲む比較的狭い「京兆府」よりも、地域としてはむしろ、渭水盆地を中核とする「関中」を指している。中心都市長安の成長によって、この地域の社会経済的交流が緊密化し、広大な後背地を控えた広い意味での長安都市圏＝首都圏を形成してきたと考えた。佐藤武敏氏は、漢代の長安城を中心にした三輔地方（京兆尹・左馮翊・右扶風）を首都圏と定義し、とくに、各地の名家・富豪・高級官僚の移住した陵邑、すなわち七陵が、長安城の重要な衛星都市を形成した、とされている（『長安』近藤出版社、一九七一年、六三頁）。また、Robert Hartwell氏は、宋代の鉄の生産と流通の分析を通じ、宋代開封を核として現在の河北・河南省の境域から江蘇省北部に及ぶ地域が、経済・産業・軍事的に卓越した首都市場圏 metropolitan market area を形成していたことを指摘し、手工業・商業・行政・軍事上の中心としての開封の発展が、開封首都市場圏内における産業の成長に、決定的な影響を与えたことを論証されている（“Markets, Technology, and the Structure of Enterprise in the Development of the Eleventh Century Chinese Iron and Steel Industry.” *The Journal of Economic History*, Vol. XXVI, March 1966, Number 1.）。唐代の長安首都圏に関しては、今後、市場圏の問題を始め、税制や行政制度との関連について、より詳細に検討してゆきたいと考えている。なお、

R. Hartwell 氏の論考は、斯波義信先生の御教示により読むことができた。ここに記して深謝いたします。

⑪ 漢唐の渭水盆地の人口分布は、次頁の図8のように、陳正祥『中国地理図集』所収「西漢人口分布」、「唐代人口分布」でドットマップにより図化されている。ただし、陳氏は人口の統計に基づいて図化されており、戸数統計に拠れば若干異なる図となる。

⑫ 佐藤武敏「長安」五九一―六三頁。佐藤氏は、長安城そのものの人口はそれほど多くはないが、巨大な人口を擁した七陵と長安城とが一体となり、大長安ともよぶべき都市群を形成していたとされている。

⑬ 平岡武夫「長安と洛陽（地図篇）」（京都大学人文科学研究所、一九五六年）三七―三九頁、佐藤武敏「長安」一六二―一六六頁。

⑭ 『唐代邸店の研究』二九五―三〇頁。

⑮ 『六典』同条には、「妻妾老男小なるものは、すなわちこれを減ず」とあるが、『六典』卷十七、典廩署には、馬は一日塩六勺、駝は三合、牛は二合、羊は六勺を支給されることになっており、民間の家畜の塩消費量を考慮に入れて、丁男の消費量によって計算した。

⑯ 張寬河「隋運河攷」（『禹貢半月刊』七一―七三、一九三七年）、青山定雄「唐宋時代の交通と地誌地図の研究」、A. F. Wright, “The Sui Dynasty,” in D. Twitchett (ed.), *The Cambridge History of China*, vol. 3, *Sui and Tang China 589-906*, Part 1, p. 136, Cambridge U. P. 1979.

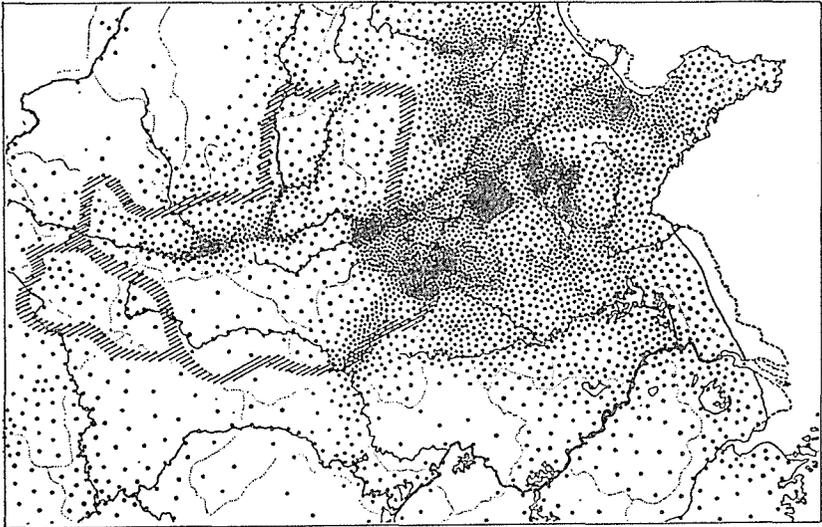
⑰ 『夢溪筆談』卷十一、官政。

運鹽之法、凡行百里、陸運斤四錢、船運斤一錢、以此爲率。

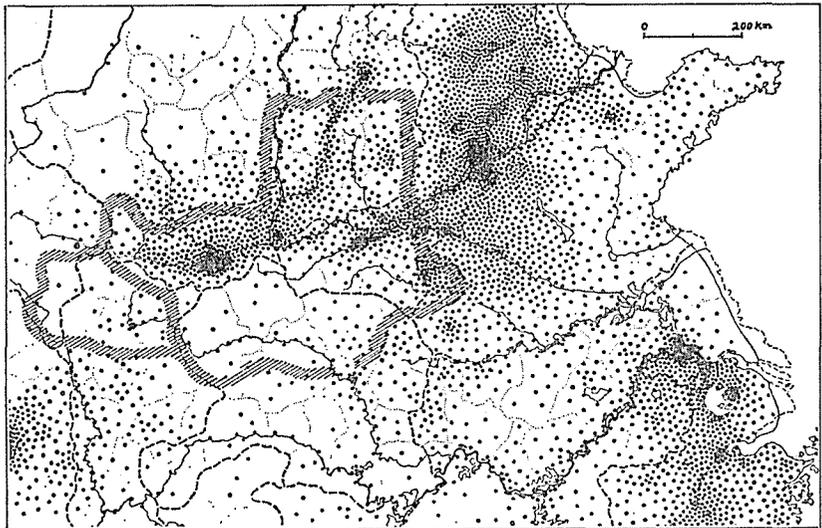
⑱ 敢耕望「唐代國內交通与都市」（『大陸雜誌』八一―八四、一九五四年）、その他第三章註⑩諸論文参照。

⑲ 日野開三郎「唐代邸店の研究」、『続唐代邸店の研究』。

⑳ 布目潮風・妹尾達彦「唐代長安の都市形態」（布目編『唐・宋時代



前漢人口分布（平帝元始2年 AD 2）



唐代人口分布（天寶年間742—756）

図8 漢唐人口分布図（陳正祥『中国地理図集』に拠る。毎点1万人）
 註）斜線は唐代の行塩区であり、行塩区と人口分布の関連を示すために、筆者が書き加えさせて頂いた。

の行政・経済地図の作製 研究成果報告書』、一九八一年）六九―七〇頁。なお、当論考は、現在、不鮮明な図を諸史料で補足しながら書き直しており、補訂中である。

②① 『冊府元龜』卷四九三、郵計部、山沢、長慶二年三月条（一）内は、『朱文公文昌黎先生集』卷四〇）。

其末條云（中略）令出之後、並破之下、尤要隄防。恐爾兩軍市人、顯商・大賈或行財貨、遂截喧訐、臨時必有此色姦人。伏乞聖慈委兩軍中尉兼京令尹、切加把捉。如有此色、捉獲頭首、所在決殺、連狀聚衆人、各加脊杖二十。（韋）處厚駁曰、臣竊以、古人云、利不百不變法、工不十不易器。改更之事、自古所難。（下略）

②② 『朱文公文昌黎先生集』卷四〇、表狀、論要塩法事宜狀。

一件平叔請、限商人鹽納官後、不得輒於諸軍諸使衙職、掌把錢・捉店・看守・莊礎、以求影庇。請令所在官吏嚴加訪察。如有違犯、應有資財、並令納官、仍牒送府縣充所由者。臣以爲鹽商納權、爲官羅鹽、子父相承、坐受厚利。比百姓實則校優、令既奪其業、又禁不得

おわりに

後代の池塩製塩と塩専売の基礎を形づくった唐代河東池塩の製塩技術、塩税徴収機関の組織、行塩区、塩流通組織を、以上四章にわたって論じてきた。

河東塩池に置かれた塩税機関の公定販塩圏（行塩区）と主要流通路の復原によって、唐代の行塩区は大まかに自然地形に沿って設定されていたこと、兩都を含む巨大な消費市場に直結する交通幹線上に塩池が立地し、とくに塩池の立地する安邑盆地と、首都長安の立地する渭水盆地が、政治・経済地理的に密接に結びついていたことが明らかになったと思われる。

唐代河東塩税機関は、河東塩池に立地して主要産塩量を確保すると同時に、大消費市場に直結する塩流通の根幹にあっ

求資職事、及爲人把錢・捉店・看守・莊礎、不知其罪、一朝窮蹙之也。若必行此、則富商、大賈必生怨恨、或收市重資、逃入反側之地、以資寇盜。此又不可不慮也。

②③ 日野開三郎「唐代大城邑の戸数規模に就いて——特に首都長安を中心とする——」（『東洋史学』二七、一九六四年）、『唐代邸店の研究』二九九―三〇二、三二一―三三頁。

②④ この経緯は、唐代及び後代の諸種の史料に載せられているが、『文苑英華』卷八五、祠廟下、唐宝应靈應池神廟記の記載がまとまっており、内容も詳しい。

②⑤ 『宝刻叢編』卷一〇、唐塩宗神祠記、『玉海』卷一八一。

②⑥ 唐代以降の池神廟の沿革については、『河東塩法備覽』卷一、塩池門、池神廟、『重修河東通志』卷四、秩祀などを参照。運城県の設置とともに池神廟は南へ移動した。なお、今堀誠二「河東塩業組合の研究（一）（二）（三）」（『史学雑誌』五五―九・一〇、五六―一、一九四四年、四五年）には、戦時中の池神廟の調査が記されている。

て主要流通量を抑え、塩の流通主導権の把握を目指した。塩税機関の公定販塩圏である行塩区を設定し、消費市場への塩の流通を塩商に委ねることで、塩税機関は、行塩区内の地方市場組織へ直接の介入をしなくても、専売収益を確保することが可能となった。主要な生産と流通を抑える塩税機関において設定された塩の専売価格が、市場塩価への価格形成力をもつに集中して首都に近い河東塩税機関の経営は、比較的容易ではあったが、塩税機関の立地と機能の特徴は、同様と考えられる。

民間市場組織と並存し、広域に渡る塩商の商活動を前提として機能した塩税機関は、とくに唐代中期以降顕著となる商業組織の分化・複雑化、貨幣・信用経済の萌芽、農村経済の成長などに対応して、政府が新たに設けた国营商業機関であり、財政再建の基幹的な存在であった。唐代後半期から宋代にかけて数多く設けられた政府の商業機関（監・院・場・務）によって、国家財政は、商業課税の収入への依存度を急速に高め、間接税収入が直接税収入に匹敵するに至る。唐代専売制下に設けられた塩税機関は、このような国家財政の転換を導く契機となったと考えられよう。宋代以降の河東池塩を対象とした塩専売は、塩鈔法の実施や北方軍餉政策との結びつきによって、より複雑化している。しかし、基本的には、唐代での経験を踏えて改良、変化を重ねていったものといえる。五代を経て宋に至り、首都開封を中心とする全国市場が形成されるとともに、唐代以来の塩政が整備されてゆく過程については、別稿で論じる予定である。

〔付記〕 本稿は、昭和五六年十月三日の中国古代史研究会（於大阪市立大学）、および、同年十月九日の大阪大学東洋史学演習での報告に基づいている。当日、貴重なご意見をお寄せ下さった諸先生、諸氏に深謝申し上げる次第です。

（大阪大学大学院博士後期課程）

The Subordinate Status in *Qin* 秦 and Its Origin

by

Akira Momiyama

The *li chen-qie* 隸臣妾 in the *Shuihudi Qinmu zhujian* 睡虎地秦墓竹簡 (the Qin-dynasty bamboo slips unearthed at Shuihudi, Yunmeng) means neither the *guan-nubi* 官奴婢 (state-owned slave) which has been generally identified with it, nor the mere punitive labor. It was the legal status instituted in *Qin* and it presupposed the *si-nubi* 私奴婢 (private-owned slave), or the *chen-qie*, 臣妾, that emerged through the social stratification in *Zhanguo* 戰國 Period. To be more concrete, the *li chen-qie* punishment was effective to exclude the accused from the aristocratic rank like the case of the *chen-qie* punishment. So it belongs to the category of punishment on status or honor, and we cannot find it before the *Zhanguo* Period. It was a life sentence as a rule, and was a characteristic punishment in *Qin* as well as the punitive labor whose term was indefinite.

The Production and Circulation of the *Hedong* 河東 Pool Salt and the *Hedong* Government Salt Agency in the *Tang* 唐 Period

by

Tatsuhiko Seo

It is well known that the *Hedong* salt pool in the south-west of *Shanxi* 山西 province in China, which yielded abundantly and had the great consuming areas nearby, played an important part in the popular life and for the government finance. But we have hardly known about the *Hedong* salt pool in the *Tang* period, when the techniques and the conditions of salt production were prepared and the salt monopolism was formed. So in this article, I dealt with the process of salt

production and the management of the monopolizing government salt agency. Then I restored the circulation of salt and its main routes in the latter half of the *Tang* period. Consequently, I could find out the relations between the circulation areas and the natural location, and the features of the *Hedong* salt pool as to the economic location. Politically, economically and geographically, this salt pool in *Anyi* 安邑 basin was closely related to the prefectures and the superior prefectures in *Weishui* 渭水 basin whose center was *Changan*. 長安.

The *Hedong* government salt agency, which was the typical institution for the production and salt, leaves us many documents. So our research on it may offer one model of the government salt agencies organized in each region in the *Tang* period.

The Revision of the Election Law
and the Government of *Tomosaburô Katô* 加藤友三郎

by

Takayoshi Matsuo

Although the Government of *Katô* (Jun. 1922-Aug. 1923), based on the House of Peers, was never a party cabinet, it recognized the necessity for revising the election law; it organized an Advisory Committee under the Cabinet as the first step toward the revision. On the other hand, early in 1923, the movement for the universal suffrage was noticeable during the 46th session of the Diet as much as in the previous one. The movement spread out of larger cities through local towns to the country.

Meanwhile the ruling party, *Seiyûkai* 政友会, could easily kill the universal suffrage bill introduced by the opposition parties in chorus. But, in another context, the *Seiyûkai* determined to transfer the management of the land tax from the government to the local government, which made larger enfranchisement inevitable. For fear of missing the chance to take the helm of state affairs, the leading opposition party, *Kenseikai* 憲政会, which had instigated the universal suffrage movement, thereafter tried to control the political associations which were organized among the citizens and the farmers in various places.